

米子市環境基本計画

2011 - 2020

〔改定版〕(2016 中間見直し)

自然の恵みに感謝し、ともに歩みつづけるまち

～みんなで守り、育み、伝える米子の環境～



米子市

ごあいさつ



米子市は、秀峰大山がもたらす豊かな水と緑に恵まれ、四季折々の自然と歴史・景観資源を併せ持つ美しいまちとして発展してまいりました。

しかしながら、急速な都市化や社会経済活動の発展に伴い、自動車による大気汚染や騒音問題、生活排水等による水質汚濁など、日常生活に伴う都市生活型公害から、地球温暖化、オゾン層の破壊をはじめとする地球規模のものまで、複雑・多様化した様々な環境問題が生じ、私たちの生活に影響を及ぼすようになっております。

こうした環境問題に適切に対応し、将来にわたって良好な環境を保全し創造していくため、本市では、平成17年に「米子市環境基本条例」を制定し、この条例に基づき、平成24年3月に、環境施策の総合的かつ計画的な推進をするための指針となる「米子市環境基本計画（計画期間：平成23年度から平成32年度）」を策定し、環境保全のための行政の具体的な施策及び市民・事業者の行動指針を明らかにしました。

このたび、計画期間の中間時期に当たり、めまぐるしく変わる昨今の環境動向及び計画の進捗状況に対応するため、環境基本計画の一部見直しを行いました。今回の見直しでは、骨格となる「目指すべき環境像」や「基本目標」はそのままに、温室効果ガス削減に向けた取組や循環型社会への転換に向けた取組などを中心に、「推進する施策」や「数値目標」などについての見直しを行いました。

今後とも、本市が目指すべき環境像「自然の恵みに感謝し、ともに歩みつづけるまち」の実現には、市民や事業者の皆様と行政がそれぞれの責務と役割について、パートナーシップのもと一体となって行動していくことがますます重要になってまいりますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、この計画の見直しに当たり、市民アンケートを通じ貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様や、慎重なご審議をいただきました米子市環境審議会委員の方々をはじめとする関係各位に心から感謝を申し上げます。

平成28年12月

米子市長 野坂康夫

目次

序章 中間見直しにあたって

- 1 中間見直しの趣旨 2
- 2 見直しの基本的な考え方 2
- 3 本市を取り巻く社会・環境状況の変化 2
- 4 「施策の柱」及び「推進する施策」の見直し概要 3
- 5 数値目標の再設定及び見直しによる整理（追加・削除）について 5

第1章 計画の基本的事項

- 1 計画の趣旨 8
- 2 計画の位置づけ 9
- 3 計画の期間と対象 14

第2章 環境像と基本目標

- 1 目指すべき環境像 17
- 2 基本目標 19
- 3 施策の柱 22
- 4 市、市民及び事業者の責務と役割 23

第3章 具体的施策への展開

- 1 地球環境に配慮した循環型のまちづくり 26
- 2 健康で安心して暮らせるまちづくり 38
- 3 豊かな自然と調和したまちづくり 50
- 4 環境資源を活かしたまちづくり 55
- 5 みんなが環境を考えるまちづくり 60

第4章 計画の推進方策

- 1 組織体制 65
- 2 進行管理 67

序 章

中間見直しにあたって

中間見直しにあたって

1 中間見直しの趣旨

米子市環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する基本的施策を総合的かつ計画的に推進するために制定した「米子市環境基本条例」第8条の規定に基づき、「自然の恵みに感謝し、ともに歩みつづけるまち」の実現を目指して、平成24年3月に策定しました。

この計画の期間は、平成23年度（2011年度）から平成32年度（2020年度）までの10年間とし、着実に施策を進めるため、数値目標の多くは平成27年度（2015年度）までの中間目標値を設定しておりましたので、最終年度の数値目標について、中間見直しで再設定するとともに、本市の環境を巡る状況などの変化に合わせて現行計画の見直しを行うものです。

2 見直しの基本的な考え方

計画の中間見直しであることから、骨格である「目指すべき環境像」や「基本目標」などについては、原則変更しないこととし、これまでの施策の進捗状況の検証結果、市民ニーズの変化、並びに関係法令及び社会情勢の変化などを踏まえて、「推進する施策」、「数値目標」などを見直しました。

3 本市を取り巻く社会・環境状況の変化

近年、地球温暖化問題の重要性が増しており、2015年12月には気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、京都議定書に代わる2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みを定めた「パリ協定」が採択されました。その中で、日本は2030年度に2013年度比26.0%削減という目標を掲げており、今後本市も再生可能エネルギーの推進など、一層の温室効果ガス削減に向けた取組が求められることとなります。

その他にも、大陸由来の微小粒子状物質（PM2.5）による大気汚染や中海の水質改善などの自然環境保全等に係る問題、ごみの減量化と小型家電などの資源リサイクルの推進といった循環型社会への転換など、本市が取り組むべき環境問題は、計画策定時よりさらに増大しています。

そうした中、少子高齢化や人口減少といった将来の社会変化にも対応し、環境問題も含めた持続可能なまちづくりを推進する、本市の最も上位に位置づけられる「第3次米子市総合計画」が平成28年3月に策定されました。

4 「施策の柱」及び「推進する施策」の見直し概要

「施策の柱」と「推進する施策（大項目）」について、見直しに係る観点・理由等について説明します。また、見直し前と見直し後と比較するため、一覧表で示しています。

■基本目標1 地球環境に配慮した循環型のまちづくり（循環）

地球温暖化対策は近年最も重要視される地球規模の環境問題の一つです。また廃棄物の適正処理については、私たちの普段の生活に密接に関わる市民の関心が高い環境問題であり、引き続き本基本目標の達成に向けた施策を実施する必要があります。

そんな中、国の第4次環境基本計画では、持続可能な社会を構築する上で統合的に達成する分野として、「低炭素」・「循環」・「自然共生」があげられ、平成28年3月に策定した米子市のまちづくりの最上位計画である「第3次米子市総合計画」においても、「低炭素」と「循環」は環境に関する施策のキーワードとしていることから、本計画の施策はこれと整合させることとします。

また、オゾン層保護の観点の施策としていたフロン類¹対策については、特定フロン²（CFC, HCFC）と代替フロン³（HFC, PFC）を併せて取り組む施策に変更します。

見直し前	見直し後
(1)地球温暖化防止対策の推進 1 温室効果ガス排出量の抑制 2 再生可能エネルギーの導入 3 省エネ型交通システムの推進 4 オゾン層の保護	(1)低炭素社会づくりの推進<<変更>> 1 温室効果ガス排出量の抑制 2 再生可能エネルギーの導入 3 省エネ型交通システムの推進 4 フロン類対策の推進<<変更>>
(2)廃棄物の減量化とリサイクルの推進 1 4Rの推進 2 廃棄物の適正処理 3 環境にやさしい商品の利用	(2)循環型社会づくりの推進<<変更>> 1 4Rの推進 2 廃棄物の適正処理 3 環境にやさしい商品の利用

■基本目標2 健康で安心して暮らせるまちづくり（安心）

本市は自然豊かな環境に恵まれおり、空気や水のきれいさなどに対する市民の満足

¹ フロン類…フルオロカーボン（フッ素と炭素の化合物）の総称であり、フロン排出抑制法では、CFC（クロロフルオロカーボン）・HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）・HFC（ハイドロフルオロカーボン）・PFC（パーフルオロカーボン）を「フロン類」としている。

² 特定フロン…CFC、HCFCのうち「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」（通称「オゾン層保護法」）に規定する特定物質のこと。オゾン層の破壊効果が大きい。

³ 代替フロン…「地球温暖化対策の推進に関する法律」において温室効果ガスとして掲げられているHFC、PFCのこと。オゾン層の破壊効果はないが、二酸化炭素の数百倍～数万倍の温室効果があり、地球温暖化の原因となる。

度は比較的高い状況ではありますが、大気環境では光化学オキシダントや浮遊粒子状物質、また水環境においては中海の水質項目の多くで環境基準未達成となるなど、対策が十分な状況とは言えません。今後も、県や近隣自治体及び住民団体等とも連携しながら、環境負荷の低減策や環境監視等の施策等を引き続き実施することが必要であることから、現在の施策の柱・推進する施策を継続します。

見直し前	見直し後
(1)大気・水環境の保全 1 大気汚染防止対策の推進 2 生活排水の適正処理 3 事業活動における水環境の保全 4 水源の保全	(1)大気・水環境の保全 1 大気汚染防止対策の推進 2 生活排水の適正処理 3 事業活動における水環境の保全 4 水源の保全
(2)騒音・振動・悪臭・汚染物質などの対策の推進 1 騒音・振動・悪臭の防止 2 汚染物質などの適正処理 3 新たな環境問題への対応	(2)騒音・振動・悪臭・汚染物質などの対策の推進 1 騒音・振動・悪臭の防止 2 汚染物質などの適正処理 3 新たな環境問題への対応
(3)放射線量の監視 1 放射線量のモニタリング、情報提供	(3)放射線量の監視 1 放射線量のモニタリング、情報提供

■基本目標3 豊かな自然と調和したまちづくり（共生）

森林・農地などについては、水源のかん養、野生動植物の生息地・育成地等だけでなく、人と自然のふれあいの場等としても重要な役割を果たしており、地産地消の取り組みも含めて、現在の施策を継続しますが、湿地に関連する施策については、「第3次米子市総合計画」にも掲げるラムサール条約登録湿地・中海についての施策であることを明確にするため名称を変更します。

また、生物多様性の取り組みについては、生物多様性の確保にその前提となる自然環境の保全も含まれることから語句を整理します。

見直し前	見直し後
(1)森林・農地・湿地などの適切な利用 1 森林の保全 2 農地の保全と活用 3 環境に配慮した漁業の推進 4 食物の地産地消の推進 5 自然豊かな水辺のあるまちづくり	(1)森林・農地・湿地などの適切な利用 1 森林の保全 2 農地の保全と活用 3 環境に配慮した漁業の推進 4 食物の地産地消の推進 5 <u>中海の湿地環境の保全・再生と賢明な利用</u> 《変更》
(2)多様な自然環境の保全と生物多様性の確保 1 野生動植物の保護 2 生態系を守る取り組み 3 特定外来生物対策	(2) <u>生物多様性の確保</u> 《変更》 1 野生動植物の保護 2 生態系を守る取り組み 3 特定外来生物対策

■基本目標4 環境資源を活かしたまちづくり（快適）

本基本目標については、米子市緑の基本計画や米子市景観計画等の各種計画にも位置づけられている施策が多くあり、基本的に現在の施策を引き続き推進するため施策の柱は変更しませんが、アンケートで満足度が最も低く、最も解決(改善)しておきたい環境である「ごみ出し・ポイ捨てなどのマナー」などの環境美化に関する施策については、まちなみ景観の保全の中で取り組んでいましたが、より明確に施策を推進するため、新たな施策として追加します。

見直し前	見直し後
(1)自然環境と調和した生活環境の創造 1 緑あるれるまちづくり（身近な緑） 2 適正な土地利用の推進	(1)自然環境と調和した生活環境の創造 1 緑あるれるまちづくり（身近な緑） 2 適正な土地利用の推進
(2)地域の特性を活かした景観づくり 1 自然・歴史的景観の保全と活用 2 まちなみ景観の保全	(2)地域の特性を活かした景観づくり 1 自然・歴史的景観の保全と活用 2 まちなみ景観の保全 3 環境美化の推進<<追加>>

■基本目標5 みんなが環境を考えるまちづくり（協働）

本市の環境学習の拠点である米子水鳥公園を中心として、環境学習の推進を図るとともに環境イベントや環境保全活動への参加などを通じて市民の環境問題への関心が高まるよう施策を実施していきます。また、中海問題等の市単独では解決できない問題も多いことから、県や周辺自治体と引き続き連携して問題の解決を図ります。

見直し前	見直し後
(1)環境学習の推進 1 環境情報の提供と共有 2 あらゆる世代の環境学習の推進	(1)環境学習の推進 1 あらゆる世代の環境学習の推進<<順番変更>> 2 <u>市民、事業者などへの環境意識の普及啓発<<変更>></u>
(2)自主的な活動の推進 1 参加と協働のまちづくり 2 広域的な連携	(2)自主的な活動の推進 1 参加と協働のまちづくり 2 広域的な連携

5 数値目標の再設定及び見直しによる整理(追加・削除)について

平成27年度（2015年度）までの中間目標値を設定していた数値目標については、中間における目標の達成状況及び環境を巡る状況並びに「第3次米子市総合計画」との整合性をふまえ、原則的には現状値を基準値として、最終年度（平成32年度）の目標値を再設定しました。

また、一部項目については、見直しにより内容の変更、項目の削除・追加を行いました。

設 定 項 目	見直し概要	該当頁
市内全域から排出する二酸化炭素（CO2）の排出量	目標値再設定 （国の基準を準用）	28
市有施設から排出する二酸化炭素（CO2）の排出量	目標値再設定 （一部内容変更）	29
市内全域の太陽光発電システムの需給最大電力ワット数	目標値再設定	29
1人1日あたりのごみ排出量	目標値再設定	35
ごみのリサイクル率	目標値再設定	36
ごみの最終処分率	追加	36
市役所におけるグリーン購入実績	目標値再設定	37
空気のきれいさに対する満足度	目標値再設定	40
大気の汚染に係る環境基準の達成状況	目標値再設定	41
水のきれいさに対する満足度	目標値再設定	42
汚水処理人口普及率	目標値再設定	43
水洗化戸数率（公共下水道事業）	目標値再設定 （項目修正）	43
浄化槽の法定検査受検率	追加	43
美保湾水質（A類型海域）	目標値再設定	44
日野川水質（AA,A類型河川）	目標値再設定	44
中海水質（A類型湖沼）	目標値再設定	44
米子水鳥公園ネイチャーセンター入館者数	追加	52
環境美化推進区域の指定又は区域拡大	削除	59
市内一斉清掃の延べ参加人数	削除	59
環境学習で米子水鳥公園を利用した市内小学生の人数	追加	61

第1章

計画の基本的事項

1 計画の趣旨

(1) 計画策定の趣旨：米子市環境基本条例の基本理念の実現

私たちの環境は、物質の豊かさや利便性の追求により、「買って、使って、捨てる」といった生活習慣が定着し、生活排水などによる水質汚濁、増加するごみ問題などを引き起こし、いわゆる都市型・生活型公害として、全国各地で大きな問題となりました。

また、地球温暖化をはじめとする地球的規模の問題にまでその影響はおよび、このまま放置すれば、より良い環境を将来の世代に引き継ぐことができない恐れがあります。

このような状況の中、平成17年にはより良好な環境を将来の世代に引継ぐため「米子市環境基本条例」を制定し、環境保全に関する理念、基本方針を明らかにするとともに、環境基本計画を策定することを明記しました。(米子市環境基本条例第8条)

これを受け、本市では平成24年3月に「米子市環境基本計画」を策定し、市民・事業者の行動指針及び本市の具体的な環境施策を実施することで、現況の環境問題の解決を図り、環境基本条例の理念の実現を目指しています。

米子市環境基本条例 第3条（基本理念）

- 1 環境の保全及び創造は、市、市民及び事業者の公平な役割分担と連携により、すべての市民が健康で文化的な生活を営むことができる環境を確保し、これを確実に将来の世代に引き継いでいくことを目的として行わなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、人と自然との共生を図るとともに、歴史、文化等地域の特性を生かした潤いと安らぎのあるまちづくりを目的として行わなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、資源の循環を図ることにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の実現を目的として行わなければならない。
- 4 地球環境保全は、人類共通の課題であり、すべての者がこれを自らの問題として認識し、日常生活及びあらゆる事業活動において着実に取り組むことにより、積極的に推進しなければならない。

(2) 計画の役割：環境分野における基本的な計画

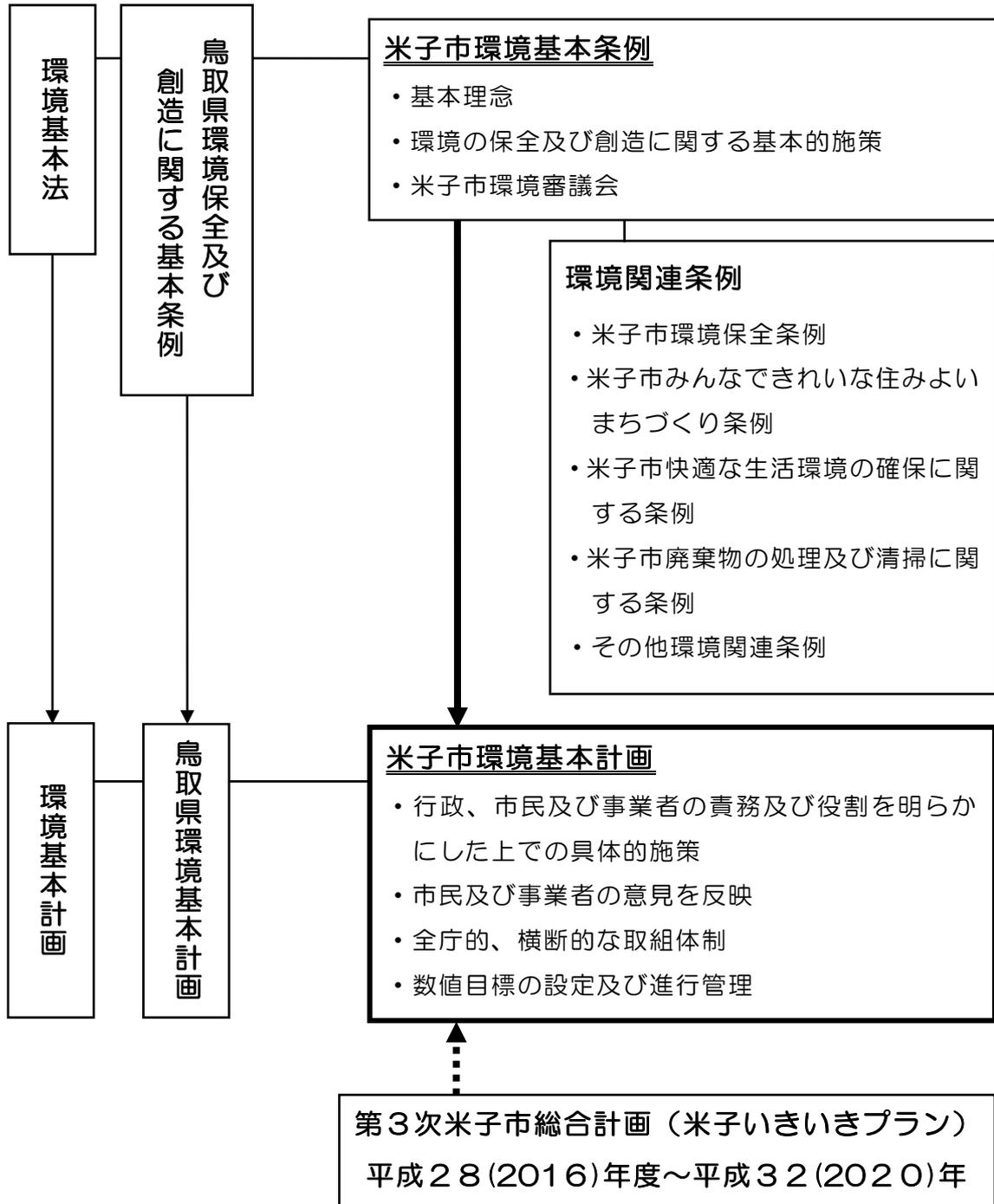
環境基本計画は、本市の環境施策を長期的な視点から、総合的・計画的に推進するために、必要な事項を定める環境に関する基本的な計画です。本市の環境の将来像を定め、その実現に向けた基本目標を設定して、市民・事業者の行動指針及び本市の具体的な環境施策を明らかにします。

2 計画の位置づけ

(1) 国、県、市の上位・関連計画との整合性を図る

本計画は、国や鳥取県の環境基本計画との整合性を保ちながら、「第3次米子市総合計画」を環境施策の面から推進し、市が策定する他の個別計画に対して環境の保全と創造に関する基本的方向を示します。

■米子市環境関係法令など体系図



(2) 上位計画における環境政策の位置づけ

上位計画における環境政策の方向性を抜粋し、次のように整理します

■第4次環境基本計画（環境省/平成24（2012）年4月）

目指すべき 社会の姿	<ul style="list-style-type: none"> ・低炭素・循環・自然共生の各分野を統合的に達成 ・その基盤として、「安全」を確保
環境政策の 展開の方向	<ul style="list-style-type: none"> (1) 政策領域の統合による持続可能な社会の構築（環境・経済・社会、環境政策分野間の連携） (2) 国際情勢に的確に対応した戦略をもった取組の強化（国益と地球益の双方の視点） (3) 持続可能な社会の基盤となる国土・自然の維持・形成 (4) 地域をはじめ様々な場における多様な主体による行動と参画・協働の推進
優先的に取 り組む重点 分野	<ul style="list-style-type: none"> (1) 経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進 (2) 国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進 (3) 持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進 (4) 地球温暖化に対する取組 (5) 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組 (6) 物質循環の確保と循環型社会の構築 (7) 水環境保全に関する取組 (8) 大気保全に関する取組 (9) 包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組

■第2次鳥取県環境基本計画（鳥取県/平成24（2012）年3月）

①鳥取県環境基本計画

目標年度	平成32（2020）年度
基本方向	NPO や地域・企業などと連携・協働して、全国をリードする環境実践「とっとり環境イニシアティブ」に取り組む
目 標	<ul style="list-style-type: none"> (1) エネルギーシフトの率先的な取組み (2) NPO や地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 (3) 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 (4) 安全で安心してくらせる生活環境の実現 (5) 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保 (6) 美しい景観の保全ととっとりらしさを活かした街なみづくりの推進

②第2期とっとり環境イニシアティブプラン(平成28年3月)

目標年度	平成30(2018)年度末
目標を達成するための施策	<ul style="list-style-type: none"> I エネルギーシフトの率先的な取り組み <ul style="list-style-type: none"> I-1 温室効果ガス削減に向けた再生可能エネルギーの導入加速 I-2 地域エネルギー社会の構築 I-3 エネルギー資源多様化の促進 I-4 新たなエネルギー環境の整備 II NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 <ul style="list-style-type: none"> II-1 環境教育・学習の推進 II-2 企業・家庭における環境配慮活動の推進 II-3 社会システムの転換 III 環境負荷低減の取り組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 <ul style="list-style-type: none"> III-1 4R社会の実現 III-2 廃棄物の適正処理体制の確立 III-3 リサイクル産業の振興 III-4 低炭素社会との調和 IV 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然体系の確保 <ul style="list-style-type: none"> IV-1 人と自然とのふれあいの確保 IV-2 生物多様性・健全な自然生態系の保全 IV-3 三大湖沼の浄化と利活用の推進 IV-4 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復 V 安全で安心してくらす生活環境の実現 <ul style="list-style-type: none"> V-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理 V-2 環境汚染化学物質の適正管理 V-3 環境影響評価の推進 V-4 北東アジア地域と連携した環境保全の推進 VI 美しい景観の保全ととっとりさしさを活かした街なみづくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> VI-1 美しい景観の保全と創造 VI-2 歴史的、文化的街なみの保存と整備

■米子市環境基本条例（米子市/平成 17(2005)年 3 月）

基本理念 (要約)	各主体の役割 分担	市・市民及び事業者の公平な役割分担と連携により、 より良好な環境を将来の世代に継承します。
	自然との共生、 潤いのあるま ちづくり	自然と共生し、歴史・文化など地域の特性を活かした 潤いと安らぎのあるまちをつくります。
	持続的発展が 可能な社会	持続的発展が可能な、環境への負荷の少ない循環型社 会を目指します。
	地球環境保全	全ての人の参加により、地球環境保全を推進します。
環境施策 (要約)	<p>市は条例の理念にのっとり、以下の基本方針に基づいて環境施策を進めます。</p> <p>(1) 市民の健康、快適な生活環境の確保</p> <p>(2) 自然とのふれあい、生態系に配慮した自然環境の保全</p> <p>(3) 地域の特性を活かした景観の形成、自然・文化・産業などの調和の取れた快適な環境の創造</p> <p>(4) 資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量の推進</p> <p>(5) 地球環境保全に資する取組の推進</p>	
役割分担 と連携 (要約)	<p>三者はそれぞれが実施する環境保全活動への協力と連携に努めます。</p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph TD Citizens[市民] --- City[市] Citizens --- Businesses[事業者] City --- Cooperation[三者の協力と連携] Businesses --- Cooperation </pre> </div>	

■環境都市宣言（米子市/平成 18(2006)年 3 月）

宣言事項	<p>さわやかな大気・清らかな水・豊かな緑など自然は生きとし生けるものの母胎であり、人間と動植物に生存基盤を与えるのみならず、地球にすむものに調和をもたらすものです。</p> <p>しかし、大気汚染、水の汚濁、緑の枯渇などの自然環境の破壊は、今や地域から地球規模までに拡大し、人類の生存基盤が危うくなりかねない事態を迎えています。</p> <p>我々は、自然環境がもたらす恵みと資源を守り育て、人間の英知のあかしとして、自然との共生のもとに、調和のとれた人間環境をつくり上げていきます。</p> <p>我々は、健全な自然環境が人間の営みと不可欠なものであることを深く認識し、これまでの資源・エネルギー多消費社会を見直し、将来の世代を初め後世に禍根を残さない循環型社会を形成するために、住民、企業、自治体が一体となり、環境先進都市を目指すことを宣言します。</p>
------	---

■第3次米子市総合計画（米子いきいきプラン 2016）

策定年次	平成28（2016）年3月
目標年度	基本構想 平成37（2025）年度 基本計画 平成32（2020）年度
米子市の将来像	生活充実都市・米子
まちづくりの目標	<p>(1)『あした』がいきいき あしたの活力とにぎわいを生み出す、 魅力あふれるまちづくり</p> <p>(2)『ひと』がいきいき ともに支え合い、子どもも大人も 生涯健やかに暮らせるまちづくり</p> <p>(3)『こころ』がいきいき 豊かな心と人を育み、 人を大切にするまちづくり</p> <p>(4)『ふるさと』がいきいき 人と自然が共生し、安心・安全で いつまでも快適に住み続けられるまちづくり</p>

3 計画の期間と対象

(1) 計画の期間：10年間

本計画の期間は、平成23年度（2011年度）から平成32年度（2020年度）までの10年間としています。

ただし、本市の環境を巡る変化に合わせ、着実に施策を進めるため、数値目標の多くを平成27年度（2015年度）までの中間目標値としておりましたので、最終年度の目標値の設定を含め、平成28年度に中間見直しを行ったものです。

計画の期間：

平成23年度（2011年度）～平成32年度（2020年度）

〔平成28年度中間見直し〕

なお、本市の環境の状況、環境施策の実施状況などについて、年次報告を行います。

米子市環境基本条例 第10条（年次報告）

- 1 市長は、市の環境の状況、環境施策の実施状況等について、毎年度市の環境に関する報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(2) 計画の対象

本計画の対象地域は、本市全域とします。

また、本計画の対象分野は、米子市環境基本条例を踏まえ、次の5つとします。

環境の分類	環境の要素
地球環境	地球温暖化やエネルギー問題及び廃棄物の減量など
生活環境	水、大気及び公害など
自然環境	森林、農地及び水辺や動植物など
快適環境	緑化、景観及び環境美化など
環境意識	環境学習や市民活動など



米子市環境基本条例 第7条（環境施策の基本方針）

- (1) 市民の健康、快適な生活環境の確保 (生活環境)
- (2) 自然とのふれあい、生態系に配慮した自然環境の保全 (自然環境)
- (3) 地域の特性をいかした景観の形成、自然・文化・産業等の調和のとれた
快適な環境の創造 (快適環境)
- (4) 資源の循環的利用、エネルギーの有効利用、廃棄物減量の推進 (地球環境)
- (5) 地球環境保全に資する取組の推進 (地球環境)

第2章

環境像と基本目標

1 目指すべき環境像

目指すべき環境像は、本計画を進めていくうえでの将来のあるべき姿を示すものです。ここでは、米子市の環境都市宣言や環境基本条例などを踏まえ、目指すべき環境像を次のように設定します。

＜目指すべき環境像＞

自然の恵みに感謝し、ともに歩みつづけるまち

～みんなで守り、育み、伝える米子の環境～

＜この環境像を掲げた想い＞

米子市は、碧輝く日本海を望み、秀峰大山を仰ぐ恵まれた環境を享受しながら、弓ヶ浜半島の基部に広がる中海圏域の中核都市として発展してきました。また、一級河川日野川やラムサール条約湿地として登録された中海など、豊かな水辺を有しています。さらに、日本最大級の弥生時代の集落遺跡である国指定史跡「妻木晩田遺跡」や本州で唯一出土した重要文化財「石馬」や、名水百選の「天の真名井」、因伯の名水の「本宮の泉」を有するなど、自然に抱かれ、古代ロマンにあふれています。

しかし、現在私たちは都市化の進展による都市・生活型公害、そして大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動による廃棄物問題、それらによる地球環境への影響など、さまざまな環境問題に直面しています。

そこで、平成18年3月の「米子市環境都市宣言」を踏まえ、市民・事業者・市が一体となり、環境先進都市を目指し、米子市の特色であると同時に宝でもある豊かな自然を守り、将来の世代を担う子どもたちや未来の米子市民に、より良い環境を引き継いでいく役割を認識するために、この環境像を掲げます。





米子市環境都市宣言（平成18年3月）

（中略）環境先進都市を目指すことを宣言します。

米子市環境基本条例 第3条（基本理念）

- 1 環境の保全及び創造は、市、市民及び事業者の公平な役割分担と連携により、すべての市民が健康で文化的な生活を営むことができる環境を確保し、これを確実に将来の世代に引き継いでいくことを目的として行わなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、人と自然との共生を図るとともに、歴史、文化等地域の特性をいかした潤いと安らぎのあるまちづくりを目的として行わなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、資源の循環を図ることにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の実現を目的として行わなければならない。
- 4 地球環境保全は、人類共通の課題であり、すべての者がこれを自らの問題として認識し、日常生活及びあらゆる事業活動において着実に取り組むことにより、積極的に推進しなければならない。

2 基本目標

すべての市民が公平に、良好な環境を享受できるよう、われわれ米子市民は、今住んでいる米子市の環境をより良好なものにし、持続可能な社会を構築し、良好な地域環境を将来の世代に引き継いでいきます。

そのため、米子市の目指すべき環境像を実現するため、「第3次米子市総合計画」及び「米子市環境基本条例」を踏まえ、次のような5つの基本目標とそのキーワードを設定します。

第3次米子市総合計画〈まちづくりの目標〉

- (1)『あした』がいきいき：未来の活力とにぎわいを生み出す、魅力あふれるまちづくり
- (2)『ひと』がいきいき：ともに支え合い、子どもも大人も生涯健やかに暮らせるまちづくり
- (3)『ところ』がいきいき：豊かな心と人を育み、人を大切にするまちづくり
- (4)『ふるさと』がいきいき：人と自然が共生し、安心・安全でいつでも快適に住み続けられるまちづくり

〈基本目標〉

地球環境の目標	キーワード
1. 地球環境に配慮した循環型のまちづくり	(循環)
生活環境の目標	
2. 健康で安心して暮らせるまちづくり	(安心)
自然環境の目標	
3. 豊かな自然と調和したまちづくり	(共生)
快適環境の目標	
4. 環境資源を活かしたまちづくり	(快適)
環境意識の目標	
5. みんなが環境を考えるまちづくり	(協働)



米子市環境基本条例

<環境施策の基本方針（第7条）>

- (1) 市民の健康、快適な生活環境の確保 (生活環境)
- (2) 自然とのふれあい、生態系に配慮した自然環境の保全 (自然環境)
- (3) 地域の特性をいかした景観の形成、自然・文化・産業等の調和のとれた
快適な環境の創造 (快適環境)
- (4) 資源の循環的利用、エネルギーの有効利用、廃棄物減量の推進 (地球環境)
- (5) 地球環境保全に資する取り組みの推進 (地球環境)

<基本理念の要約（第3条）>

市、市民及び事業者が協働し、自然との共生や潤いのあるまちづくりを行い、持続的発展が可能な社会を目指し、地球環境を保全していく。

先に述べた5つの基本目標に対する目指すべき環境像は以下のとおりです。

1. 地球環境に配慮した循環型のまちづくり

私たちの身の回りの活動から、温室効果ガスを減らす取り組みを実践するため、地球温暖化防止対策を推進するとともに、廃棄物の減量化とリサイクルの推進により、環境への負荷の少ない循環型社会のまちづくりを目指します。

2. 健康で安心して暮らせるまちづくり

私たちは、きれいな空気の中で生活ができ、おいしい水を飲み続けられ、また騒音や振動などのない環境で生活ができるように、健康で安心して暮らせるまちづくりを目指します。

3. 豊かな自然と調和したまちづくり

私たちは、自然のもつ働きや仕組みを理解するとともに生態系を保全し、豊かな自然を後世へ引き継いでいく義務があります。このため、人と自然が調和したまちづくりを目指します。

4. 環境資源を活かしたまちづくり

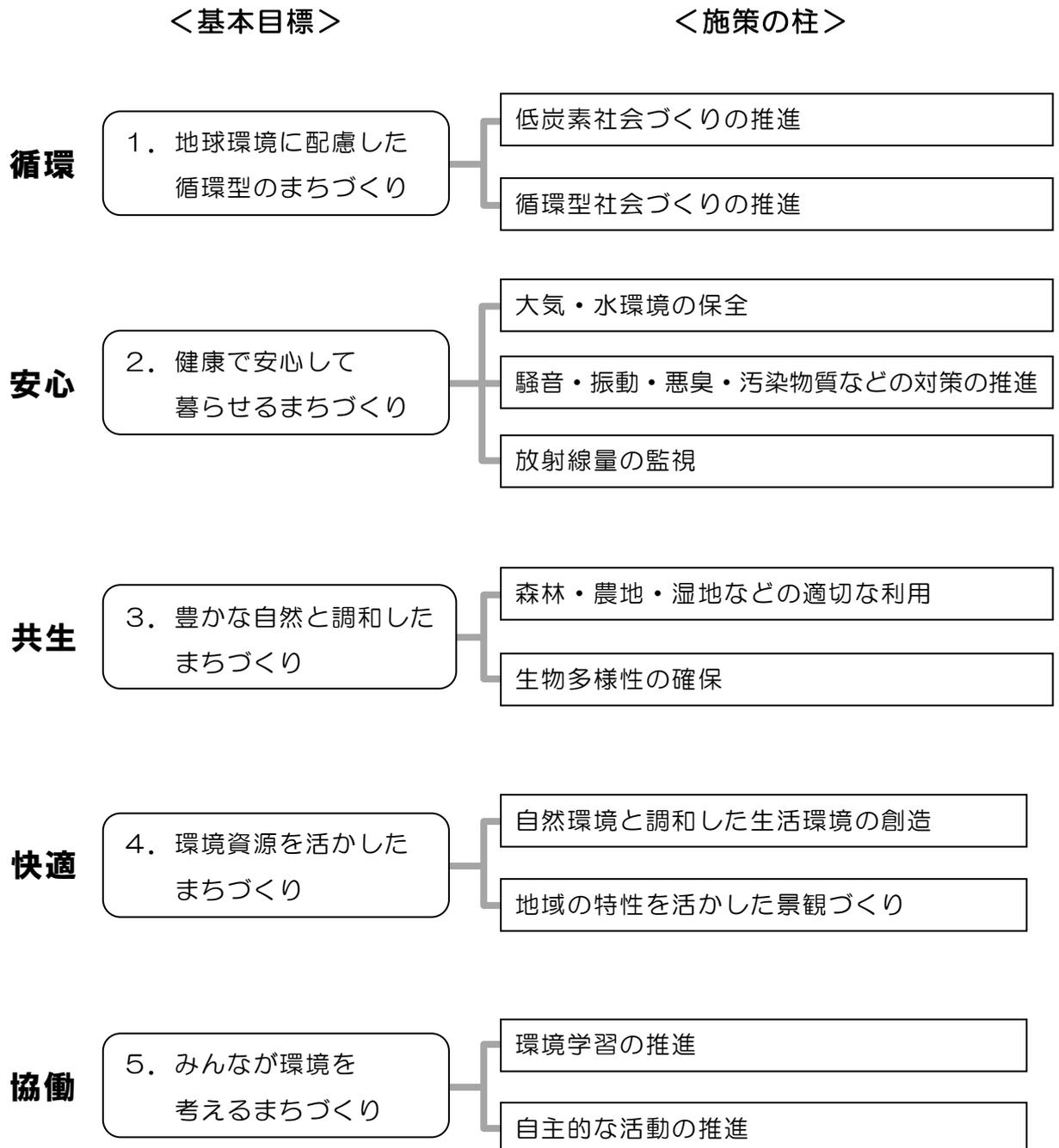
私たちは、まち中に残る緑を大切にし、少しずつ増やしながらか、暮らしの中に緑があふれるまちづくりを進めていきます。また自然や歴史、美しいまちなみ景観などの環境資源を活かしたまちづくりを目指します。

5. みんなが環境を考えるまちづくり

私たちを取り巻く環境問題は、今や行政だけで解決することが難しくなっています。より多くの市民や事業者へ環境情報を提供し、自らが環境保全活動に参加して、みんなが環境を考えるまちづくりを目指します。

3 施策の柱

設定した5つの基本目標を達成するための取り組みにあたり、それぞれの基本目標に対応して次のような施策の柱を設定します。



4 市、市民及び事業者の責務と役割

次章では、施策の柱に掲げた施策・事業の推進にあたって、その活動の主体となる本市の具体的施策及び市民・事業者の行動指針を示します。

環境基本条例では、市、市民及び事業者の責務を次のように定めています。

米子市環境基本条例

第4条（市の責務及び役割）

- 1 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策（以下「環境施策」という。）を策定し、及び実施するものとする。
- 2 市は、市民及び事業者の自主的な環境の保全及び創造に関する取組を支援するとともに、これに協力するものとする。

第5条（市民の責務及び役割）

- 1 市民は、基本理念にのっとり、日常生活において、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の排出の抑制等、環境への負荷を低減するように努めなければならない。
- 2 市民は、環境の保全及び創造に自ら積極的に取り組むとともに、環境施策並びに市及び事業者が実施する環境の保全及び創造に関する活動に協力するように努めなければならない。

第6条（事業者の責務及び役割）

- 1 事業者は、基本理念にのっとり、自らの責任において、事業活動に伴って生ずる公害を防止するとともに、環境を保全するために必要な措置を積極的に講じなければならない。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動において、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の発生及び排出の抑制等を推進するとともに、製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するように努めなければならない。
- 3 事業者は、環境の保全及び創造に自ら積極的に取り組むとともに、環境施策並びに市及び市民が実施する環境の保全及び創造に関する活動に協力するように努めなければならない。

市、市民及び事業者は、この環境基本条例が示す責務と役割にのっとり行動しなくてはなりません。

第3章

具体的施策への展開

■ 施策の体系 本計画の目指すべき環境像に基づいた環境づくりを実践するため、環境の保全及び創造に関する施策を次のように位置づけます。

目指すべき環境像	基本目標	施策の柱	推進する施策				
自然の恵みに感謝し、ともに歩みつづけよう みんなが環境を育み、伝える米子の環境	1. 循環	地球環境に配慮した循環型のまちづくり (地球環境の目標)	(1) 低炭素社会づくりの推進	1	温室効果ガス排出量の抑制	① 地球温暖化防止対策への意識向上 ② 省エネルギー・省資源化の推進	
				2	再生可能エネルギーの導入	① 再生可能エネルギーの導入及び導入支援	
				3	省エネ型交通システムの推進	① 自動車利用の抑制 ② 次世代自動車などの導入やエコドライブの推進 ③ 環境に配慮した物流体系づくり	
				4	フロン類対策の推進	① フロン類対策の推進	
		(2) 循環型社会づくりの推進	1	4Rの推進	① ごみの発生抑制(リフューズ)の推進 ② ごみの減量(リデュース)の推進 ③ 再使用(リユース)の推進 ④ 再生利用(リサイクル)の定着		
			2	廃棄物の適正処理	① 廃棄物の適正処理 ② 不法投棄防止対策		
	2. 安心	健康で安心して暮らせるまちづくり (生活環境の目標)	(1) 大気・水環境の保全	1	大気汚染防止対策の推進	① 暮らしに伴う大気環境負荷の低減 ② 工場、事業所などによる大気汚染の防止	
				2	生活排水の適正処理	① 生活排水対策	
				3	事業活動における水環境の保全	① 水環境の保全	
				4	水源の保全	① 水源の保全	
		(2) 騒音・振動・悪臭・汚染物質などの対策の推進	1	騒音・振動・悪臭の防止	① 騒音・振動対策の推進 ② 悪臭防止対策の推進		
			2	汚染物質などの適正処理	① 有害化学物質対策の推進		
			3	新たな環境問題への対応	① 新たな環境問題の情報収集		
			(3) 放射線量の監視	1	放射線量のモニタリング、情報提供	① 環境放射線量のモニタリング、情報提供	
		3. 共生	豊かな自然と調和したまちづくり (自然環境の目標)	(1) 森林・農地・湿地などの適切な利用	1	森林の保全	① 森林の整備・保全
					2	農地の保全と活用	① 優良農地の保全と集積の促進 ② 環境にやさしい農業の推進
					3	環境に配慮した漁業の推進	① 環境に配慮した漁業の推進
					4	食物の地産地消の推進	① 食物の地産地消の推進
	5				中海の湿地環境の保全・再生と賢明な利用	① 中海の湿地環境の保全・再生と賢明な利用	
	(2) 生物多様性の確保		1	野生動植物の保護	① 野生動植物の保護		
			2	生態系を守る取り組み	① 生息空間の保全・創造		
			3	特定外来生物対策	① 特定外来生物の防除		
			4. 快適	(1) 自然環境と調和した生活環境の創造	1	緑あふれるまちづくり(身近な緑)	① 緑の保全 ② 緑化の推進
					2	適正な土地利用の推進	① 調和のとれた土地利用の推進
(2) 地域の特性を活かした景観づくり	1	自然・歴史的景観の保全と活用		① 文化財の保全と活用 ② 伝統文化の継承と活用 ③ 観光資源の整備・活用			
	2	まちなみ景観の保全		① 景観の保全と形成 ② 危険家屋対策の推進			
5. 協働	(1) 環境学習の推進	1	あらゆる世代の環境学習の推進	① 環境学習の推進 ② 環境学習施設の整備 ③ 人材の育成			
		2	市民、事業者などへの環境意識の普及啓発	① 環境意識の普及啓発 ② 環境情報の発信			
	(2) 自主的な活動の推進	1	参加と協働のまちづくり	① 環境美化団体などの活動の促進			
		2	広域的な連携	① 周辺自治体との連携			

1 地球環境に配慮した循環型のまちづくり

(1) 低炭素社会づくりの推進

1) 現状と課題

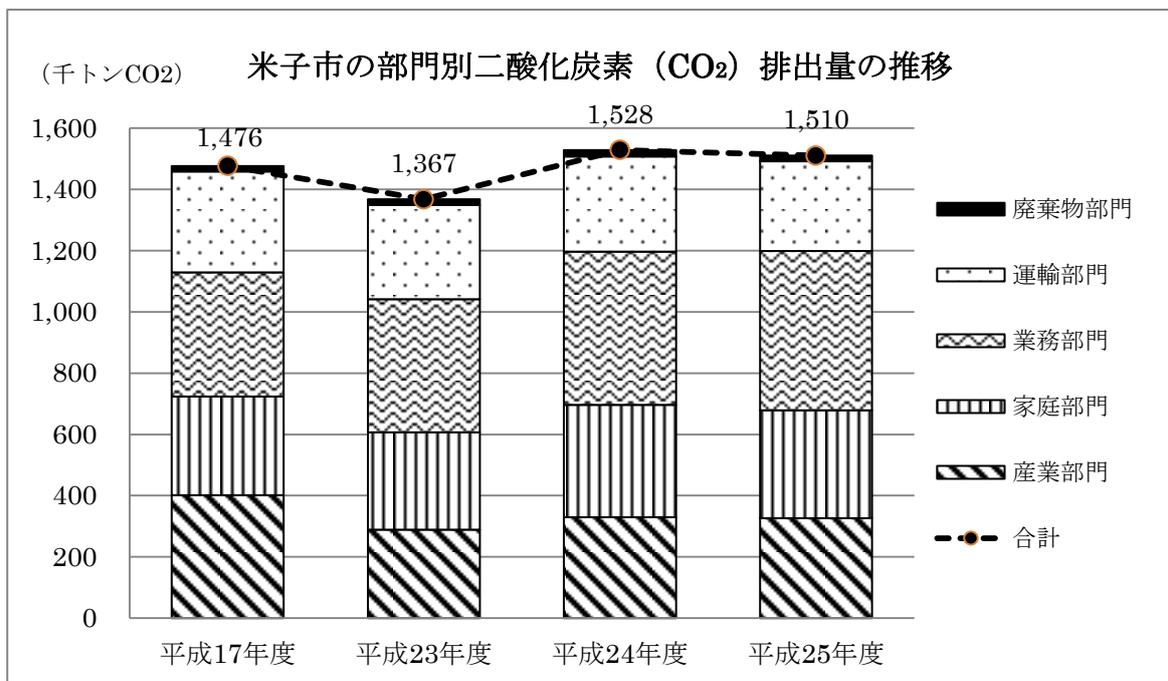
地球温暖化は最も深刻な地球規模の環境問題のひとつであり、本市においてもその対策として、住宅用太陽光発電システムなどの設置に対する補助金制度、市有施設の屋根貸しによる太陽光発電普及事業などによる再生可能エネルギーの導入支援、またクリーンセンターにおける廃棄物焼却時の発電などの再生可能エネルギーの導入を通じて二酸化炭素など温室効果ガスの排出量の削減を図っています。

しかし、地球温暖化の進行には歯止めがかかっておらず、さらなる二酸化炭素排出量の削減が求められることや環境と共生可能な地域づくりの観点からも、引き続き、低炭素社会への転換を推進していく必要があります。

■米子市の部門別二酸化炭素（CO₂）排出量の推移一覧（単位：千トンCO₂）

部 門		基 準 年	近 況		
		平成 17 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
産業部門	製造業	361	254	290	292
	建設業・鉱業	32	19	23	21
	農林水産業	9	15	17	14
	小 計	402	289	330	327
家 庭 部 門		321	318	366	352
業 務 部 門		406	434	501	520
運輸部門	旅客自動車	179	179	184	166
	貨物自動車	140	119	114	115
	鉄道	9	10	11	11
	船舶	0	0	0	0
	小 計	329	308	310	292
廃棄物部門		18	18	21	19
合 計		1,476	1,368	1,528	1,510

※地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定支援サイトより算出



また、米子市のような地方都市では、多くの市民にとって自動車はなくてはならないものになっていますが、普及しつつあるEV・PHVなどのより環境への負荷が少ない自動車を利用したり、公共交通や自転車などの交通手段を移動距離や目的に応じて選択したりするなど、省エネ型の交通社会への移行も重要となってきています。

さらに、有害な紫外線を吸収して地球を守っているオゾン層を破壊する特定フロンやオゾン層を破壊しないものの、二酸化炭素の100倍から10,000倍以上の温室効果がある代替フロン等のフロン類は、平成25年6月に改正された「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」等に基づき、適正な回収・破壊等の管理がなされるよう国・県等に協力して普及啓発を図ることが必要です。

2) 市民意識

■市民アンケート（一般市民）

地球温暖化問題について	<ul style="list-style-type: none"> 計画策定時からほとんど変動がなく、約半数の市民が「世界的な問題で最優先されるべき一つ」（57.5%）で、「現在の生活を多少変えてでも温暖化対策を行うべきである」（42.7%）と考えているが、その一方で、「温暖化防止対策は必要だと思うが家計の負担増は避けたい」（66.4%）が「家計の負担増はやむを得ない」（22.5%）を43.9%上回っています。
-------------	---

■市民アンケート（事業所）

地球温暖化防止のための費用負担について	<ul style="list-style-type: none"> 計画策定時から大きな変化はなく、「事業所の費用負担増はこれ以上避けたい」「費用負担はしたくない」を合わせると50%以上となり、一方「費用負担増はやむをえない」は30%弱にとどまっています。
---------------------	--

3) 推進する施策

1. 温室効果ガス排出量の抑制

米子市	<p>①地球温暖化防止対策への意識向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○省エネ行動の促進を図るための啓発を行う。 ○地球温暖化防止月間（12月）の周知など温暖化防止に関する啓発を行う。
	<p>②省エネルギー・省資源化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○LED照明、家庭用燃料電池、高効率給湯器などの省エネルギー機器の普及を促進する。 ○「米子市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、率先して省エネルギーに努める。 ○オフセット・クレジット（J-V E R）制度について国・県等から情報収集を行う。
市民	<p>①地球温暖化防止対策への意識向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○啓発イベントなどに参加する。
	<p>②省エネルギー・省資源化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○電化製品などの買い替え時には、省エネルギー型商品を購入・使用する。（LED照明など） ○住宅の新築・改築時には断熱効果などを考慮した省エネルギー型の住宅にするよう努める。 ○電気・ガス・灯油などの節約に努める。
事業者	<p>①地球温暖化防止対策への意識向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○啓発イベントなどに参加する。
	<p>②省エネルギー・省資源化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○省エネルギー型製品や技術の開発に努める。 ○環境保全担当の責任者や部署の設置など、環境に配慮した事業体制の整備に努める。 ○オフィスや製造現場への省エネルギー型機器の導入に努める。 ○電気・ガス・灯油などの節約、節水及び再生紙利用など、環境負荷の少ないオフィスづくりを推進する。 ○環境管理システム（環境マネジメントシステム）の導入に努める。

数値目標設定

設定項目	基準値	目標値
市内全域から排出する二酸化炭素（CO ₂ ）の排出量	1,476千トン-CO ₂ （平成17年度）	1,420千トン-CO ₂ （平成32年度）

【説明】

京都議定書の第二約束期間の削減目標として、国がCOP16のカンクン合意により定めた目標値（対平成17年度（基準年）比3.8%削減）に準じて目標値を設定しています。（平成28年3月15日に示された国の地球温暖化対策計画（案）においても同じ目標値）

数値目標設定

設定項目	基準値	目標値
市有施設から排出する二酸化炭素（CO ₂ ）の排出量	24,595t-CO ₂ （平成 26 年度）	23,365t-CO ₂ （平成 32 年度）

【説明】

計画策定時は含めていなかった水道局も含め、改正省エネ法で目標としている年 1%（合計 5.0%）削減を目標とします。

2. 再生可能エネルギーの導入

米子市	<p>①再生可能エネルギーの導入及び導入支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住宅用太陽光発電システムの設置に補助金を交付し、導入支援を図る。 ○県や民間等との連携により、地域の特性を活かした再生可能エネルギーの普及促進を図る。 ○大規模再生可能エネルギー発電設備の設置に対し、固定資産税減免による導入支援を図る。 ○施設の設備更新時には、再生可能エネルギーの導入を推進する。 ○ごみ焼却施設における廃棄物発電の有効利用を推進する。
市民	<p>①再生可能エネルギーの導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ○再生可能エネルギーの利用に努める。
事業者	<p>①再生可能エネルギーの導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ○再生可能エネルギーに関する技術開発を進める。 ○施設の設備更新時には、再生可能エネルギーの導入を推進する。

数値目標設定

設定項目	基準値	目標値
市内全域の太陽光発電システムの需給最大電力ワット数	11,469kw （平成 26 年度）	16,200kw （平成 32 年度）

【説明】

住宅用太陽光発電システムの導入推進を図り、平成 26 年度から約 4,700kw の増を目標とします。（第 3 次米子市総合計画数値目標）

3. 省エネ型交通システムの推進

米子市	<p>①自動車利用の抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ノーマイカー運動などを率先して行い、自動車利用の自粛を市民・事業者へ啓発する。 ○カーシェアリングなど自動車の利用形態について検討する。 ○自転車を利用しやすい環境・システムづくりを県に協力して取り組む。
	<p>②次世代自動車などの導入やエコドライブの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○電気自動車やハイブリット車などの次世代自動車の導入や使用に努める。 ○電気自動車用急速充電器の運用及び維持管理を行い、EV・PHV利用者の利便性の向上を図る。 ○アイドリングストップ運動に県と連携して取り組む。
	<p>③環境に配慮した物流体系づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○物流業種の集積化を進め、物流体制の効率化を図る。
市民	<p>①自動車利用の抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公共交通機関や自転車を積極的に利用し、自動車の使用を可能な限り減らすよう努める。
	<p>②次世代自動車などの導入やエコドライブの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○排出ガス性能、燃費性能に優れた次世代自動車の購入や使用に努める。 ○急発進・急加速は控え、駐停車中のアイドリングストップを実施するなどエコドライブを心がける。
事業者	<p>①自動車利用の抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公共交通機関や自転車を積極的に利用し、マイカー通勤の自粛などによって、自動車の使用を可能な限り減らすよう努める。
	<p>②次世代自動車などの導入やエコドライブの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○排出ガス性能、燃費性能に優れた次世代自動車の導入や使用に努める。 ○電気自動車用普通充電器の設置に努める。 ○急発進・急加速は控え、駐停車中のアイドリングストップを実践するなどエコドライブを心がける。
	<p>③環境に配慮した物流体系づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○共同輸配送システムを導入するなど物流の合理化を図り、車両の走行量を削減する。 ○積載効率の向上を図る。

4. フロン類対策の推進

米子市	<p>①フロン類対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○フロンガスなどによるオゾン層の破壊について情報を提供し、市民意識の高揚を図る。 ○関連法令などに基づき、市内で廃棄される冷蔵庫やエアコンなどの製品のフロン類について適正な回収・処理の普及啓発を推進する。
-----	--

市民	<p>①フロン類対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○オゾン層の保護について関心を持つ。 ○フロン類使用商品を廃棄する時に、フロン類回収に協力する。
事業者	<p>①フロン類対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○冷凍機などフロン類を使用した機器の廃棄時に、適切なフロン類回収を行う。

(2)循環型社会づくりの推進

1) 現状と課題

大量生産・大量消費型の社会活動は、私たちの生活を豊かにする一方、大量廃棄型の社会を形成し、環境保全と健全な物質循環を阻害する要因となっています。

このため、米子市においても、限りある資源を有効活用することにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する「循環型社会」の構築を目指し、ごみの発生抑制や再資源化によるごみの減量に取り組んできたところです。

従来のある社会のあり方やライフスタイルを見直し、社会における物質循環を確保することにより、循環型社会への転換を、さらに進めていく必要があります。

また、近年は、世界的な資源制約の顕在化など、また、地球温暖化を始めとする地球環境問題への対応も急務となっています。低炭素社会との統合の観点にも配慮して、循環型社会への転換をさらに進めていく必要があります。

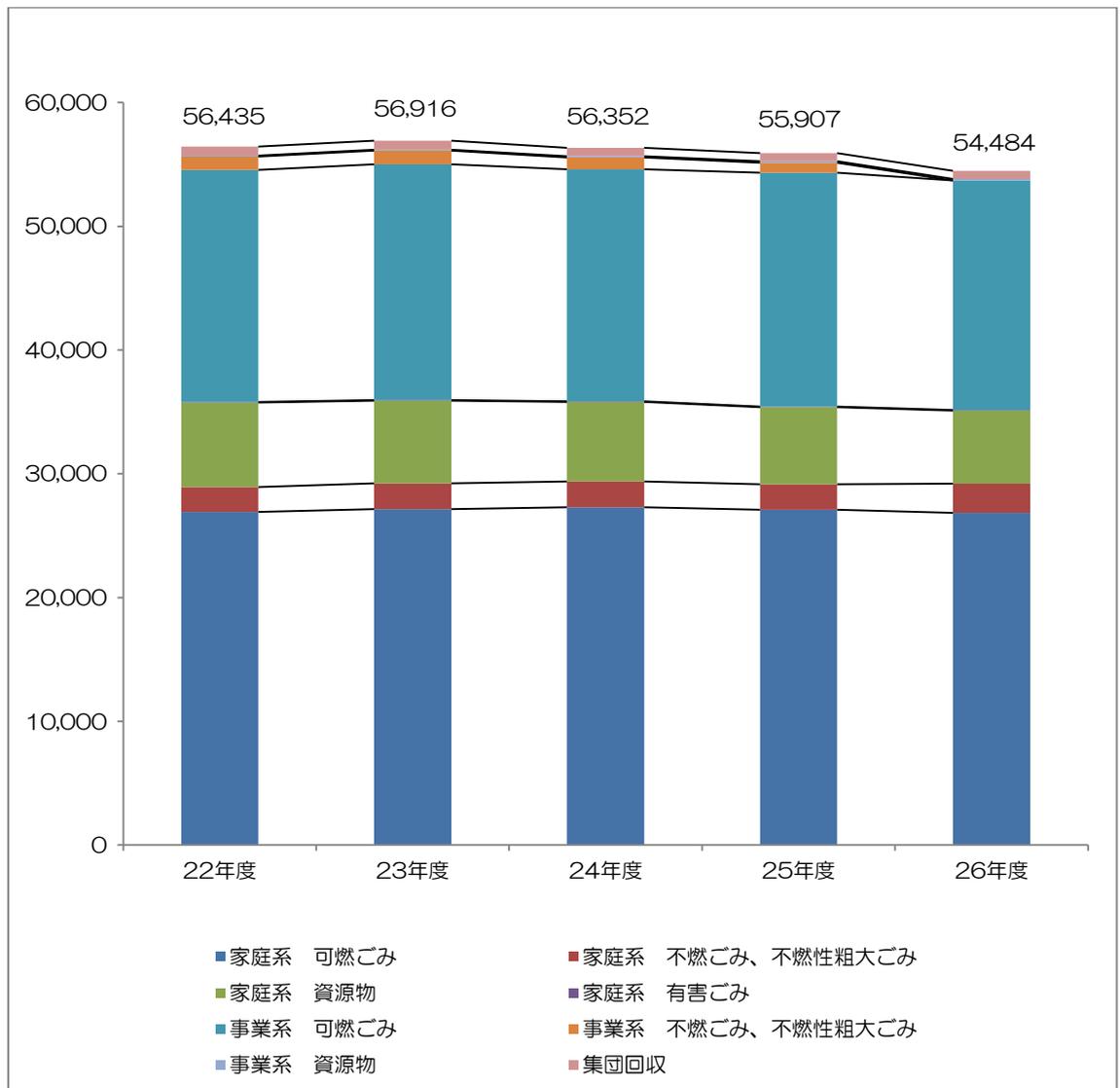
■一般廃棄物処理量比較（平成22年度～26年度）

（単位：トン）

年度		H22	H23	H24	H25	H26	
家庭系	可燃ごみ	26,909	27,135	27,292	27,094	26,838	
	不燃ごみ	1,541	1,624	1,630	1,613	1,924	
	不燃性粗大ごみ	466	482	450	445	432	
	資源物	白色発泡スチロール・トレイ	59	57	54	52	49
		缶・ビン類	1,278	1,256	1,234	1,227	1,187
		ペットボトル	255	243	251	259	247
		牛乳パック	36	35	33	32	32
		再利用ビン	31	28	6	5	4
		古紙類	5,175	5,050	4,848	4,647	4,386
		小型家電	0	0	0	0	12
	有害ごみ	乾電池	45	35	35	30	30
蛍光管・水銀体温計		16	16	16	16	15	
計		35,813	35,961	35,849	35,420	35,157	
事業系	可燃ごみ	18,741	19,051	18,760	18,915	18,550	
	不燃ごみ	1,040	1,083	948	790	0	
	不燃性粗大ごみ	33	22	10	8	0	
	資源物	缶・ビン類	84	64	84	122	114
		ペットボトル	5	4	4	5	6
計		19,903	20,223	19,806	19,841	18,670	
集団回収		719	732	697	647	657	
合計		56,435	56,916	56,352	55,907	54,484	

（注） 各項目の数値は、四捨五入しているため合計値が一致しない場合がある。

■一般廃棄物処理量の比較（平成22年度～26年度）



2) 市民の要望

■市民アンケート（一般市民）

環境にやさしい行動について	<ul style="list-style-type: none"> 「ごみをいつも分別して出している」が92.9%（計画策定時 93.3%）で、ほぼ全ての市民にごみ分別が定着している様子が伺えます。
事業者に対して期待することについて	<ul style="list-style-type: none"> 上位3項目は、計画策定時から変わらず①廃棄物の適正な処理、②大気汚染や水質汚濁、騒音などの公害対策の強化、③ダイオキシンや環境ホルモンなどの有害物質の発生抑制であり、引き続き環境に悪影響を及ぼす可能性のある企業活動に対する警戒感があると思われます。
行政に対して期待することについて	<ul style="list-style-type: none"> 上位3項目のうち、1番目が「公害対策に関する取組」、3番目が「不法投棄対策の推進」であり、事業者の法令順守に対する監視を期待する声が多いという結果になりました。

3) 推進する施策

1. 4Rの推進

米子市	<p>①ごみの発生抑制（リフューズ）の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○レジ袋削減のため、マイバック持参運動を推進する。 ○包装の適正化を図るため、関係団体に要請する。
	<p>②ごみの減量（リデュース）の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ごみの減量化について、自治会・公民館などで説明会を実施する。 ○家庭ごみの排出抑制を啓発する。 ○事業系ごみの削減を推進する。 ○生ごみ減量化のため、生ごみ処理機などの普及促進を図る。
	<p>③再使用（リユース）の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○適正なリユースショップ活用の推進
	<p>④再生利用（リサイクル）の定着</p> <ul style="list-style-type: none"> ○紙のリサイクルの推進 ○廃プラスチックの活用の推進 ○ごみの減量化、リサイクルに関する啓発及び各種情報の提供を行う。 ○環境フェアなどの各種イベントでの啓発を図る。 ○クリーンセンター、リサイクルプラザの見学会を行う。 ○リサイクル推進員及び自治会などとの連携を強化するとともに、住民説明会を通じて指導・啓発を行う。 ○地域の資源ごみ回収団体の育成を図る。 ○販売業者に自主的な店頭・拠点回収を要請する。
市民	<p>①ごみの発生抑制（リフューズ）の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○買い物の時はマイバックを持参し、レジ袋を断るよう努める。 ○過剰包装を断り、簡易包装の普及に協力する。
	<p>②ごみの減量（リデュース）の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○使い捨て型のライフスタイルを見直し、物の大切さを再確認する。 ○長期間使用できる商品及び修理体制の充実した商品の購入に努める。 ○生ごみは生ごみ処理機・コンポスト容器（生ごみ処理容器）などを利用して、たい肥化するように努める。
	<p>③再使用（リユース）の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○繰り返し使用できる商品の購入・使用に努める。 ○修理可能なものは、できるだけ修理して使用するよう努める。
	<p>④再生利用（リサイクル）の定着</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ごみの分別を徹底し、リサイクルとごみの減量化に努める。 ○リサイクルしやすい商品の購入に努める。 ○地域の資源ごみ回収団体が実施する資源ごみ回収に積極的に協力する。 ○スーパーなどで行われる店頭拠点回収を積極的に利用する。

事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○エコショップ（ごみ減量化・リサイクル推進協力店：鳥取県認定）に対する理解を深め、協力する。 ○再生品の購入に努める。
	<p>①ごみの発生抑制（リフューズ）の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○レジ袋削減のため、マイバック持参運動を推進する。 ○消費者、梱包メーカー、商品メーカーなどと協力し、簡易包装を推進する。
	<p>②ごみの減量（リデュース）の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ごみになりにくい商品の提供に努める。 ○雇用者に対して研修などを行い、ごみの減量化に努める。
	<p>③再使用（リユース）の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○修理サービスの充実を図る。 ○生産・建設過程で発生する副産物・廃棄物の再利用を図る。
	<p>④再生利用（リサイクル）の定着</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ごみの分別を徹底し、リサイクルとごみの減量化に努める。 ○リサイクルしやすい商品の購入に努める。 ○わかりやすい材質表示を行うとともに、リサイクルを促すような表示を行うよう努める。 ○スーパーなどで行われる店頭拠点回収を積極的に利用する。 ○エコショップ（ごみ減量化・リサイクル推進協力店：鳥取県認定）に対する理解を深め、協力する。 ○再生品の購入に努める。

数値目標設定

設定項目	基準値	目標値
1人1日あたりのごみ排出量	996 g (平成 26 年度)	980 g (平成 32 年度)

(注) 事業系食品リサイクル排出量は含んでいません。

【説明】

類似団体等と比較して、依然としてごみの排出量が多い状況であることから、平成 26 年度からさらに 16g 削減することを目標とします。(米子市一般廃棄物処理基本計画及び第 3 次米子市総合計画目標値)

数値目標設定

設定項目	基準値	目標値
ごみのリサイクル率	17.7% (平成26年度)	17.7% (平成32年度)

(注) 事業系食品リサイクル排出量は含んでいません。

【説明】

リサイクル率の向上は難しい状況ですが、引き続きごみの分別の徹底を図るとともに有用資源の再生利用を推進することで平成26年度の基準値を維持することを目標とします。(米子市一般廃棄物処理基本計画及び第3次米子市総合計画目標値)

数値目標設定

設定項目	基準値	目標値
ごみの最終処分量	6.4% (平成26年度)	5.7% (平成32年度)

(注) 事業系食品リサイクル排出量は含んでいません。

【説明】

ごみの最終処分量は溶融スラグの利用量により増減がありますが、ごみの減量化および再生利用を推進することにより、現状から0.7ポイント削減し、5.7%にすることを目標とします。(米子市一般廃棄物処理基本計画及び第3次米子市総合計画目標値)

2. 廃棄物の適正処理

米子市	①廃棄物の適正処理 ○分別収集によって資源化を図り、焼却量を削減し、環境への負荷軽減に努める。 ○焼却施設からの排出ガス濃度を継続的に監視するとともに、法令及び自主規制値を厳守し、排出状況の測定結果を公表する。 ○一般廃棄物処理施設の効率的な運用を図る。 ○一般廃棄物処理施設の基幹的整備を実施する。 ○鳥取県西部広域行政管理組合と連携して新たな最終処分場の確保を図る。 ○広域可燃ごみ処理施設の設置を検討する。
	②不法投棄防止対策 ○関係機関や地域住民と連携し、監視体制の強化を図る。 ○不法投棄多発地域をパトロールし、不法投棄物の早期発見・撤去に努める。
市民	①廃棄物の適正処理 ○分別の徹底などごみの排出マナーを守り、分別収集に協力する。
	②不法投棄防止対策 ○不法投棄をしない、また不法投棄を発見したら市・警察へ連絡する。 ○土地所有者は、不法投棄されないよう防止に努める。

事業者	①廃棄物の適正処理 ○一般廃棄物・産業廃棄物の区分に基づいて、適正に処理を行う。 ○マニフェストにより、産業廃棄物の適正な処理・処分を行う。
	②不法投棄防止対策 ○業者選定を含めて、最終処分まで責任を持つ。 ○土地所有者は、不法投棄されないよう防止に努める。

3. 環境にやさしい商品の利用

米子市	①環境にやさしい商品の利用 ○エコマーク商品、グリーンマーク商品などに関する情報を提供する。 ○事務用品などを購入する際は、「米子市グリーン購入調達方針」に基づき、率先して再利用・省資源商品の購入に取り組む。
市民	①環境にやさしい商品の利用 ○エコマーク商品、グリーンマーク商品などに認定されたものを購入するように努める。
事業者	①環境にやさしい商品の利用 ○エコマーク商品、グリーンマーク商品などに認定されたものを購入するように努める。 ○エコマーク商品、グリーンマーク商品などに認定される商品の開発に努める。

数値目標設定

設定項目	基準値	目標値
市役所におけるグリーン購入実績	97.5% (平成 26 年度)	100% (平成 32 年度)

【説明】

「米子市グリーン購入調達方針」に基づき、指針で定められた商品は全てエコマーク商品、グリーンマーク商品などに認定されたものを購入することを目標とします。

2 健康で安心して暮らせるまちづくり

(1) 大気・水環境の保全

1) 現状と課題

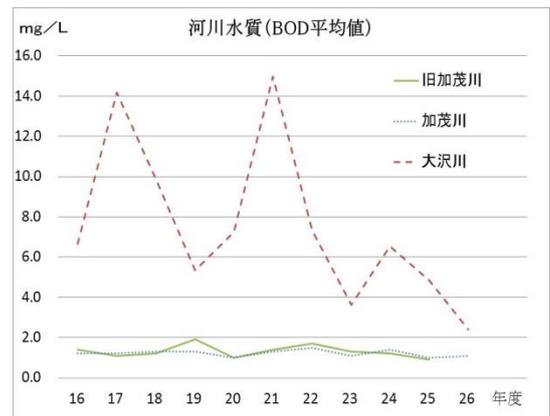
大気汚染の主な原因物質は、工場・事業場などから排出される硫黄酸化物・ばいじん・粉じん、自動車などから排出される窒素酸化物・一酸化炭素・炭化水素などがあります。この他に、窒素酸化物・炭化水素などが太陽光線（紫外線）を受けて光化学反応を起こすことにより生成される光化学オキシダントがあります。

本市の大気環境についてみてみると、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質（SPM）¹、二酸化窒素及び一酸化炭素は環境基準をそれぞれ達成しており、おおむね良好な大気環境といえますが、光化学オキシダント及び微小粒子状物質（PM2.5）²は環境基準を達成していません。光化学オキシダントの原因物質や微小粒子状物質（PM2.5）については、中国大陸由来のものもあるので、対策は容易ではありません。

また、屋外焼却による苦情が増加傾向にあります。このため、発生源における対策を充実し、環境基準を達成するよう努めていく必要があります。

本市の類型指定³されている海域・河川における水質は、ほぼ環境基準を満たしていますが、類型指定されていない河川のなかで、生活排水の流入が多い大沢川では、汚濁状況を表すBOD⁴が高く推移してきました。近年は上流域から下水道整備が進んできており、汚濁状況は改善傾向にあります。引き続き生活排水対策の啓発を推進し、一層の水質改善を図ります。

一方、中心市街地を流れる旧加茂川は、他の河川からの浄化用水の導入及び下水道整備などにより良好な水質を維持しています。加茂川についても農業集落排水事業や下水道整備などにより旧加茂川同様良好な水質を維持しています。



¹ 浮遊粒子状物質（SPM）…大気汚染物質のひとつ。大気中に存在する粒子状物質のうち、粒子の直径が $10\mu\text{m}$ (0.01mm)以下の粒子。大気中の濃度については、環境基本法に基づく環境基準が定められている。

² 微小粒子状物質（PM2.5）…大気中に存在する粒子状物質のうち、粒子の直径が $2.5\mu\text{m}$ (0.0025mm)以下の粒子。大気中の濃度については、環境基本法に基づく環境基準が定められている。非常に粒子が微細なため、呼吸器系など健康への影響が大きいと考えられている。

³ 類型指定…環境大臣または都道府県知事が、水域の利用目的を考慮し指定する。

⁴ BOD（生物化学的酸素要求量）…河川の代表的な汚れの指標で、値が大きいほど汚濁しているといえる。

湖沼である中海は、COD¹、全窒素及び全りんについて環境基準が定められています。しかし、それら全ての項目が環境基準に適合していません。長期的には、改善傾向にありますが、短期的には、ほぼ横ばいで推移していることから、引き続き、公共下水道をはじめとする污水处理施設の整備、河川等の除草・清掃、家畜排せつ物の適正管理、環境保全型農業の推進及び水質浄化啓発事業など、各種水質浄化策を推進していく必要があります。

特に、公共下水道は、浸水の防止や衛生環境を整備するために不可欠な施設であると同時に、中海などの公共用水域の水質を保全するために必要な施設で、現在のところ、生活雑排水対策に最も有効な手段となっています。また、高度処理²施設を平成14年度から稼働させ、窒素及びりんを除去しています。今後も公共下水道の整備を計画的に推進していく必要があります。

また本市には、環境省指定名水百選「天の真名井」、鳥取県の因伯の名水「本宮の泉」を代表とする伏流水湧水群があり、水質の監視を行っています。国及び鳥取県においても水質汚濁防止法第16条の規定により、市内地下水の水質を調査しており、測定項目については環境基準を満たしています。これからも市内のきれいで豊富な地下水を守っていく必要があります。

2) 市民の要望

■市民アンケート（一般市民）

将来の世代に残したい環境について	<ul style="list-style-type: none"> ・上位3項目は、「空気のきれいさ」「水（川や海を含む）のきれいさ」「自然景観の美しさ」の順で、「空気のきれいさ」が計画策定時の2番目から1番目となっています。
事業者に期待することについて	<ul style="list-style-type: none"> ・上位3項目は、計画策定時と変わらず、①廃棄物の適正な処理、②大気汚染や水質汚濁、騒音などの公害対策の強化、③ダイオキシンや環境ホルモンなどの有害物質の発生抑制であり、引き続き企業活動による環境への悪影響に警戒感が見受けられます。
行政に期待することについて	<ul style="list-style-type: none"> ・上位3項目の内、①公害対策に関する取組み、③不法投棄対策の推進は計画策定時にも上位3項目に入っており、環境悪化につながる行為の未然防止や対策を期待する声が引き続き多いという結果となっています。
解決（改善）しておきたい環境について	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定時より数値は下がりましたが、「ごみ出し・ポイ捨てなどのマナー」が56.4%（計画策定時64.0%）と、他の項目を大きく上回っています。

¹ COD（化学的酸素要求量）…湖沼・海域の代表的な汚れの指標で、値が大きいほど汚濁しているといえる。

² 高度処理…標準的な下水処理で得られる処理水の水質をさらに向上させることを目的として行われる処理方法。

■市民アンケート（事業所）

将来の世代に残したい環境について	・上位の回答は、①「水（川や海を含む）のきれいさ」、②「空気のきれいさ」となっています。
環境改善のための重点施策について	・上位3項目は、「河川の再生・水質の改善」で、次いで「不法投棄対策の推進」、「ごみの減量・リサイクルの推進を含めた廃棄物の適正な処理に関する取り組み」の順となっています。

3) 推進する施策

1. 大気汚染防止対策の推進

米子市	①暮らしに伴う大気環境負荷の低減 ○家庭ごみの野焼き行為の防止について啓発を行う。
	②工場、事業所などによる大気汚染の防止 ○環境基準設定項目を中心に常時監視を継続し、大気汚染にかかる環境基準の達成・維持に県と連携して努める。 ○光化学オキシダント緊急時における市民への周知対策を推進する。 ○大気中の微小粒子状物質（PM2.5）が高濃度になることが予想される場合等は、県と連携して市民への注意喚起を行う。
	①暮らしに伴う大気環境負荷の低減 ○異臭などの異常を感じたら、市へ連絡する。 ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、家庭ごみの野焼きを止め、悪臭などを発生させない。
市民	②工場、事業所などによる大気汚染の防止 ○黒煙・異臭・粉塵などの異常を感じたら、市へ連絡する。
	①暮らしに伴う大気環境負荷の低減 ○異臭などの異常を感じたら、市へ連絡する。
事業者	②工場、事業所などによる大気汚染の防止 ○大気汚染物質の排出抑制に配慮した施設や設備の導入に努める。

数値目標設定

設定項目	基準値	目標値
空気のきれいさに対する満足度	80.4% (平成27年度)	90%以上 (平成32年度)

【説明】

中間見直しに係るアンケートでも高い数値となった満足度について、その状態を維持しつつ、それ以上の満足度を目標とします。

数値目標設定

設定項目	現 状 (平成 25 年度)	目 標
大気汚染に係る環境基準の達成状況	【基準達成】 二酸化イオウ、二酸化窒素、 一酸化炭素	現状維持し、さらに 良好な環境
	【基準未達成】 光化学オキシダント、浮遊粒子状物質	環境基準の達成

◇大気汚染に係る環境基準

物 質	環境上の条件
二酸化イオウ	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m ³ 以下であること
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること

2. 生活排水の適正処理

米子市	<p>①生活排水対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○水質汚濁にかかる環境基準の達成・維持に向け、常時監視を県と連携して実施する。 ○「中海に係る湖沼水質保全計画」、「米子市生活排水対策推進計画」に基づいた水質浄化対策を推進する。 ○住民で組織する水環境保全団体の活動支援を行う。 ○除草や浚渫、側溝、道路清掃を推進するなど流出水対策を講じる。 ○下水道整備完了地域においては、下水道接続するよう継続した取り組みを推進する。 ○当分の間下水道整備が見込めない地区においては、合併処理浄化槽の普及促進を図る。 ○浄化槽の適正管理を推進する。 ○計画的な公共下水道整備を推進する。 ○下水道施設の適切な維持管理を図るとともに、長寿命化支援制度を活用して効率的な改築・更新を行う。 ○下水道汚泥を資源化により有効利用する。
市民	<p>①生活排水対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○環境に配慮した洗剤の使用や、食器の付着汚れは紙などで拭き取るなど、適正な排水に努める。 ○市内の河川などの清掃活動に協力・参加する。 ○公共下水道の整備済み地域においては、速やかに下水道施設への接続を行う。 ○当分の間下水道整備が見込めない地区においては、合併処理浄化槽の設置に努める。 ○浄化槽管理者は、浄化槽の適正な維持管理及び法定検査を行う。
事業者	<p>①生活排水対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業所排水を適正に管理する。 ○市内の河川などの清掃活動に協力・参加する。 ○公共下水道の整備済み地域においては、速やかに下水道施設への接続を行う。 ○当分の間下水道整備が見込めない地区においては、合併処理浄化槽の設置に努める。 ○浄化槽管理者は、浄化槽の適正な維持管理及び法定検査を行う。

数値目標設定

設定項目	基準値	目標値
水のきれいさに対する満足度 (類型指定されていない河川)	69.1% (平成 26 年度)	80%以上 (平成 32 年度)

【説明】

中間見直しに係るアンケートでは、計画策定時より満足度がかなり上昇（14.3%増）しましたが、さらに多くの方が水のきれいさに満足を感じる状態を目標とします。

数値目標設定

設定項目	基準値	目標値
汚水処理人口普及率	87.6% (平成27年度)	90.1% (平成32年度)

【説明】

本市の人口のうち、汚水処理施設（公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽等）を使えるようになった市民の割合を表します。汚水処理施設の計画的な整備を進めることにより、2.5%増やすことを目標とします。

数値目標設定

設定項目	基準値	目標値
水洗化戸数率（公共下水道事業）	87.7% (平成27年度)	88.8% (平成32年度)

【説明】

公共下水道が使えるようになった市民のうち、水洗便所に改造し、公共下水道に接続した割合を表します。

市民への普及活動を推進し、毎年0.3%増やすことを目標とします。

数値目標設定

設定項目	基準値	目標値
浄化槽の法定検査受検率	47.64% (平成26年度)	55% (平成32年度)

【説明】

浄化槽法第11条により年1回の実施が義務付けられている県の指定検査機関による浄化槽の定期検査の受検率を、毎年1.5ポイント引き上げ、55%にすることを目標とします。（第3次米子市総合計画目標値）

数値目標設定

設定項目	現 状 ((平成 25 年度))	目 標
美保湾水質 (A 類型海域)	【基準達成】 pH、COD、DO、大腸菌群数、油分	現状維持し、さらに良好な環境
日野川水質 (AA, A 類型河川)	【基準達成】 pH、BOD、SS、DO	現状維持し、さらに良好な環境
	【基準未達成】 大腸菌群数	環境基準の達成
中海水質 (A 類型湖沼)	【基準達成】 SS	現状維持し、さらに良好な環境
	【基準未達成】 pH、COD、DO、大腸菌群数、全窒素、全リン	環境基準の達成

■水質汚濁に係る環境基準（生活環境項目）

水域名	類型	pH	BOD mg/l	COD mg/l	SS mg/l	DO mg/l	大腸菌 群数 MPN /100ml	油分	全窒素 mg/l	全りん mg/l
日野川 (旧日野橋 から上流)	河川 AA	6.5 ~ 8.5	1 以下	—	25 以下	7.5 以上	50 以下	—	—	—
日野川 (旧日野橋 から下流)	河川 A	6.5 ~ 8.5	2 以下	—	25 以下	7.5 以上	1,000 以下	—	—	—
中 海	湖沼 A	6.5 ~ 8.5	—	3以下 第5期湖沼 水質保全 計画目標値 5.1 (25年度)	5 以下	7.5 以上	1,000 以下	—	—	—
	湖沼 Ⅲ	—	—	—	—	—	—	—	0.4以下 第5期湖沼水 質保全 計画目標値 0.46mg/l (25年度)	0.03以下 第5期湖沼水 質保全 計画目標値 0.046mg/l (25年度)
美保湾	海域 A	7.8 ~ 8.3	—	2以下	—	7.5 以上	1,000 以下	検出さ れない こと	—	—

3. 事業活動における水環境の保全

米子市	<p>①水環境の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公共用水域（中海、河川など）については、関係機関と協力して事業所排水の指導の充実を図り、水質浄化を推進する。 ○地下水汚染対策として、施肥の適正化や家畜排せつ物の適正処理を推進する。 ○環境にやさしい農業を県、JAと連携して推進する。 ○環境保全型農業直接支援対策を推進し、地域の水環境の向上を図る。 ○需要に応じた工業用水の確保と安定供給を実施する。
市民	<p>①水環境の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ○汚濁や異臭などの異常を感じたら、市へ連絡する。
事業者	<p>①水環境の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ○排水処理設備を整備・点検する。 ○排水のモニタリングを実施する。 ○排水などの地下浸透防止に努める。 ○農畜産業においては、適切な施肥や家畜排せつ物の適正な管理に努める。 ○事業活動における水の節約や循環利用を進める。

4. 水源の保全

米子市	<p>①水源の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ○水源の再生、更新及び水源開発を推進する。 ○水源かん養林の保全及び育成を行う。 ○自然と環境の保全に向けた啓発活動を推進する。 ○県と連携して地下水源の保全に努める。
市民	<p>①水源の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ○水源上流部での環境保全に留意する。
事業者	<p>①水源の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ○水源上流部で開発行為を行う場合や排水時においては、環境保全に留意する。

(2)騒音・振動・悪臭・汚染物質などの対策の推進

1) 現状と課題

本市に寄せられる騒音・悪臭に関する苦情は、生活環境において発生するケースが多く見受けられます。

本市においては、騒音に係る環境基準が地域ごとに定められており、それに準じて自動車騒音状況の常時監視及び環境騒音レベルの測定を行っています。

自動車騒音状況の常時監視については、騒音規制法第18条第1項の規定に基づき、自動車騒音の状況及び対策の効果等を把握し、自動車騒音公害防止の基礎資料とするため行なっています。また、環境騒音レベルの測定については、市内各所における生活環境の騒音状況を把握し、必要な対策を講じるため、定期的に行なっています。

工場、事業場及び建設作業により発生する騒音・振動に関しては、騒音規制法、振動規制法及び鳥取県公害防止条例に基づき、規制区域内の特定事業場及び特定建設作業には対しては、法に基づいた各種届出の提出を求め、状況把握に努めるとともに周辺的生活環境への配慮を促しています。

悪臭は、人の感覚に直接作用して嫌悪感・不快感を与える代表的な感覚公害です。臭いは個人の感覚や嗜好による影響が大きく、その質や不快感は量や種類及び成分によって異なります。悪臭物質の構成成分は数万種類もあると言われ、それらの成分間には相乗・相殺作用があり非常に複雑です。

本市では、悪臭防止法に基づき、規制区域内における事業場からの特定悪臭物質の濃度を定期的に測定しており、超過物質があった場合などに、事業場への指導等を行っています。

有害化学物質対策に関しては、人の健康及び環境保全上の支障を未然に防ぐため、鳥取県に協力して有害物質使用施設からの排出に対する監視に努めています。

アスベスト飛散による健康被害を防止し、安全・安心な生活環境を確保するため、民間建築物の吹付けアスベスト分析調査費用及びアスベスト除去など工事費用の一部を助成するとともに、建築物を解体する場合、建設リサイクル法の届出時にアスベストの有無の確認と適正な対応を指導しています。

ダイオキシンの対策としては、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、鳥取県に協力して特定施設に対する監視を行なっています。

2) 市民の要望

■市民アンケート（一般市民）

事業者に期待することについて	<ul style="list-style-type: none"> ・上位3項目は、計画策定時と変わらず、①廃棄物の適正な処理、②大気汚染や水質汚濁、騒音などの公害対策の強化、③ダイオキシンや環境ホルモンなどの有害物質の発生抑制であり、引き続き企業活動による環境への悪影響に警戒感が見受けられます。
行政に期待することについて	<ul style="list-style-type: none"> ・上位3項目の内、①公害対策に関する取組み、③不法投棄対策の推進は計画策定時にも上位3項目に入っており、環境悪化につながる行為の未然防止や対策を期待する声が引き続き多いという結果となっています。

3) 推進する施策

1. 騒音・振動・悪臭の防止

米子市	①騒音・振動対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○適切な騒音防止対策を講じるため、騒音監視の充実を図る。 ○特定建設作業時の騒音・振動発生抑制を指導する。 ○事業者に対する防音対策の指導を行う。 ○近隣自治体や県と連携し、航空機騒音対策を推進する。 ○近隣騒音に対する相談内容を把握し、早期対策を講じる。
	②悪臭防止対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○地域で発生する悪臭を抑制するため、その発生源に対して悪臭防止法や条例に基づく指導を行うとともに、市民の意識啓発に取り組む。 ○工場・事業所及び飲食店などに対し、施設の適正管理についての指導を行い、悪臭防止対策を推進する。
市民	①騒音・振動対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○時間帯や音量を考え、近隣騒音を発生させないなど、日常生活におけるマナーやルールを守る。
	②悪臭防止対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○ごみの放置禁止や、浄化槽の適正な管理など、悪臭を発生させないように努める。
事業者	①騒音・振動対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○事業所、特定建設作業における騒音・振動を防止する。 ○深夜営業時は音量を下げ、防音対策を実施する。 ○事業用車両を適正に管理し、騒音を発生させない。
	②悪臭防止対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○事業所や店舗からの悪臭発生を防止する。

2. 汚染物質などの適正処理

米子市	<p>①有害化学物質対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○有害化学物質についての正しい情報を、県と連携して市民・事業者を提供する。 ○アスベスト¹撤去支援事業を進める。 ○土壌汚染対策を県と連携して行う。
市民	<p>①有害化学物質対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○有害化学物質などについて関心を持つ。 ○油脂類・農薬などの適正な処理を行う。
事業者	<p>①有害化学物質対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ホルムアルデヒド²を含む建材などによる環境汚染を防止する。 ○有害化学物質などについては「P R T R法³」による管理を徹底する。 ○有害化学物質などを適正に管理し、土壌や地下水の汚染を防止する。 ○最適な技術を用いた設備の導入、使用の合理化、回収、再利用、代替物質への転換などの対策を進める。

3. 新たな環境問題への対応

米子市	<p>①新たな環境問題の情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新たな環境問題に関する情報収集を行う。
-----	---

-
- ¹ **アスベスト(石綿)**・・・天然に産する繊維状けい酸塩鉱物で「せきめん」「いしわた」と呼ばれています。その繊維が極めて細いため、研磨機、切断機などの施設での使用や飛散しやすい吹付け石綿などの除去などにおいて所要の措置を行わないと石綿が飛散して人が吸入してしまうおそれがある。この繊維は、肺線維症(じん肺)、悪性中皮腫の原因になるといわれ、肺がんを起こす可能性があることが知られている(WHO報告)。健康被害は、石綿を扱ってから長い年月を経て出てくる。
- ² **ホルムアルデヒド**・・・急性毒性があり、皮膚や粘着に対する刺激が強く、空气中濃度が一定以上の水準になると人体に様々な影響を及ぼす。また、長期にわたって暴露することによりアレルギー性接触性皮膚炎のリスクや、発癌性についても指摘されている。
- ³ **P R T R (Pollutant Release and Transfer Register : 化学物質排出移動量届出制度)**・・・有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握・集計し、公表する仕組み。これにより、毎年どんな化学物質が、どの発生源から、どれだけ排出されているかを知ることができるようになる。諸外国でも導入が進んでおり、日本では1999(平成11)年、「特定化学物質の環境への排出量の把握など及び管理の改善の促進に関する法律」(化管法)により制度化された。

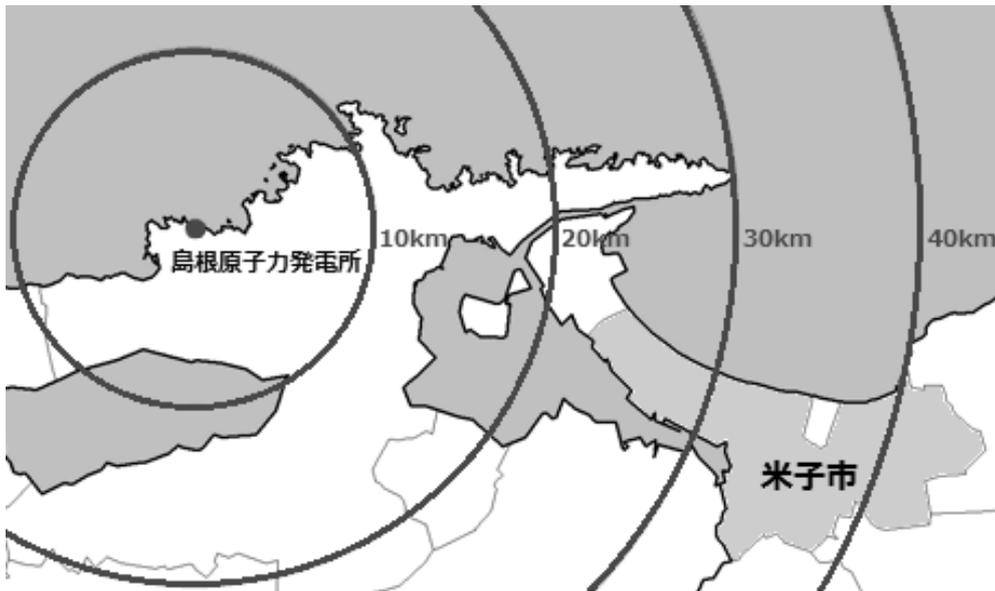
(3)放射線量の監視

1) 現状と課題

東日本大震災に伴う福島原子力発電所の事故が発生してから、放射性物質の漏洩リスクに対する不安が高まってきています。本市は島根原子力発電所から最短23kmに位置していることから、市民の関心も高いのが現状です。

今後は、目に見えない放射性物質に対する不安を取り除く観点や非常時には速やかに避難行動をとれるように、放射線量のモニタリング情報などを適切に発信していかなければなりません。

■島根原子力発電所と米子市の位置関係図



2) 推進する施策

1. 放射線量のモニタリング、情報提供

米子市	<p>①環境放射線量のモニタリング、情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ○環境放射線モニタリング情報の入手に、国・県などと連携して努めるとともに、モニタリング結果を公表する。 ○中国電力に対して、島根原子力発電所の安全対策の充実と安全協定の立地自治体と同等の内容への改定を求める。 ○食品の放射能検査による食の安全安心に努める。
市民	<p>①環境放射線量のモニタリング、情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ○情報収集を行うとともに、原子力発電や放射性物質などに関する正しい理解に努める。 ○緊急時には、県や市の必要に応じた避難指示などに従う。
事業者	<p>①環境放射線量のモニタリング、情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ○情報収集を行うとともに、原子力発電や放射性物質などに関する正しい理解に努める。 ○緊急時には、県や市の必要に応じた避難指示などに従う。

3 豊かな自然と調和したまちづくり

(1) 森林・農地・湿地などの適切な利用

1) 現状と課題

本市の森林・湿地は、昭和30年代までは燃料や肥料の供給源として人々の生活に密着し適切に利用された場所でした。しかし、高度経済成長に伴い、家庭での電気・ガスの普及や農業での農薬・化学肥料の使用増加により、これらは生活からかけ離れた場所になり、森林の松枯れ・湿地の富栄養化が進んでしまいました。

山林や原野など、農地を合わせると、市の総面積に占める割合はおよそ50%あります。今後は、これらが有する「水源のかん養、野生生物の生息地・生育地の保全、二酸化炭素(CO₂)の吸収による温暖化防止、良好な景観の形成」といった多面的な機能が持続的に果たせるような適切な利用が求められており、農林水産業など第一次産業の持続的な発展を推進する必要があります。

また、ラムサール条約¹登録湿地である中海は汽水湖であり、多様な生物が生息し生産力が高い豊かな湖沼ではありますが、その半面、富栄養化及び底質の悪化などによる貧酸素水塊が存在し、魚介類の大量へい死を引き起こすこともあります。流入する汚濁負荷の削減などの水質改善に継続して取り組むとともに、米子湾など閉鎖性の強い水域における汚濁の解明も求められています。

2) 推進する施策

1. 森林の保全

米子市	①森林の整備・保全 ○間伐、枝打ちなど造林保育事業を推進する。 ○松くい虫等防除事業を推進する。
事業者	①森林の整備・保全 ○森林の違法開発及び森林への不法投棄の防止に努める。

¹ ラムサール条約…特に水鳥の生息地として大切な湿地の保全と賢明な利用を目的とした国際的な条約で、イランのラムサールという町で取り決められたので、その名前をとってラムサール条約と呼ばれている。

2. 農地の保全と活用

米子市	①優良農地の保全と集積の促進 ○農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づく土地利用及び担い手の育成を推進する。 ○農地の集約化を図り、農家の規模拡大を促進する。 ○農業振興地域整備計画に基づく農用地区域内の耕作放棄地対策事業を促進する。
	②環境にやさしい農業の推進 ○「鳥取県有機・特別栽培農産物推進計画」に基づき有機農業など環境にやさしい農業を県、JAと連携して推進する。
事業者	①優良農地の保全と集積の促進 ○利用権設定など制度を利用し、耕作放棄地を生じさせない。

3. 環境に配慮した漁業の推進

米子市	①環境に配慮した漁業の推進 ○廃船や漁網などの廃棄物の適正処理を啓発する。 ○魚礁の設置などによって整備された沿岸漁場を適正に管理することで、効率的な漁業活動を支援する。
市民	①環境に配慮した漁業の推進 ○海洋・河川への廃棄物投棄をしない。
事業者	①環境に配慮した漁業の推進 ○廃船や漁網などの廃棄物を適正に処理する。

4. 食物の地産地消¹の推進

米子市	①食物の地産地消の推進 ○地産地消に関する情報を提供する。 ○地産地消促進のため、学校給食への地場農畜産物の使用に努める。 ○鳥取県及びJAと食材の生産・流通などについて情報交換を行う。
市民	①食物の地産地消の推進 ○できるだけ地場産品を購入する。
事業者	①食物の地産地消の推進 ○地元農産物の加工品の生産を促進する。

¹ **地産地消**・・・地元で生産されたものを地元で消費することを意味しており、生産者と消費者の距離が縮まり、安全安心なものの提供を行うものである。

5. 中海の湿地環境の保全・再生と賢明な利用

米子市	<p>①中海の湿地環境の保全・再生と賢明な利用</p> <p>○米子水鳥公園の運営による中海の賢明利用の促進及び湿地環境保全を実施する。</p> <p>○中海圏域行政団体や環境保護団体などと連携して、ラムサール条約登録湿地である中海の環境保全・再生及び賢明な利用を促進する。</p>
市民	<p>①中海の湿地環境の保全・再生と賢明な利用</p> <p>○米子水鳥公園での環境学習やイベントに参加する。</p> <p>○中海アダプトプログラム等の清掃活動などに協力・参加する。</p>
事業者	<p>①中海の湿地環境の保全・再生と賢明な利用</p> <p>○中海アダプトプログラム等の清掃活動などに協力・参加する。</p>

数値目標設定

設定項目	基準値	目標値
米子水鳥公園ネイチャーセンター入館者数	19,831人 (平成26年度)	23,000人 (平成32年度)

【説明】

小学生の環境学習の誘致やとっとり自然環境館などの近隣環境学習施設との連携などを図ることによって、米子水鳥公園ネイチャーセンターへの入館者数を、年間23,000人にすることを目標とします。(第3次米子市総合計画目標値)

(2) 生物多様性の確保

1) 現状と課題

本市の動物は、コハクチョウなど水鳥公園を利用する鳥類が多く、ムスジイトトンボなどのように県内では本市でしか確認されていない種もあります。

また、表にある種の中で日本固有種であるものが10種以上あることから、米子市だけでなく日本の貴重な動物について、種を絶やさないう保全していくことが必要です。

本市の植物は、ツツイトモやリュウノヒゲモなどのように県内では本市でしか確認されていない種があり、また水鳥公園内において貴重な生息地となっているものが何種か存在しています。

また、鳥取県版レッドデータブックには危機指定のカテゴリが指定されていますが、全国版より危機指定のカテゴリが高いものが多くあり、県内において生息状況がより深刻な種が少なくありません。このため、種を絶やさないう保全していく必要があります。

■米子市の絶滅のおそれのある野生動物一覧

	絶滅	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧	情報不足	その他重要種	合計
哺乳類	0	0	0	1	0	0	1
鳥類	1	7	13	29	2	0	52
両生類・爬虫類	0	0	2	2	1	2	7
淡水魚類	0	1	3	6	1	0	11
昆虫類	0	1	5	14	3	1	24
ワカサギ類・多足類等	0	0	0	0	0	2	2
陸産・淡水産貝類	0	0	0	1	0	1	2
植物	2	15	15	19	0	1	52
計	3	24	38	72	7	7	151

■資料：レッドデータブックとっとり<<改訂版>>

－鳥取県の絶滅のおそれのある野生動植物－

平成 24 年 3 月発行

2) 市民の要望

■市民アンケート（一般市民）

身近な周辺環境の満足度について	・「野鳥や昆虫とのふれあいの場」について、満足している人は約半数程度（52.7%）にとどまっています。
解決（改善）しておきたい環境について	・「野鳥や昆虫とのふれあいの場」について改善しておきたいと考えている人の割合は 6.5%とかなり低く、市民の関心は高くないと言えます。

3) 推進する施策

1. 野生動植物の保護

米子市	①野生動植物の保護 ○希少野生動植物は、県に協力して保護に努める。
市民	①野生動植物の保護 ○野生動植物をむやみに持ち帰らない。
事業者	①野生動植物の保護 ○自然環境の調査・研究及び情報収集に協力する。

2. 生態系を守る取り組み

米子市	①生息空間の保全・創造 ○生物多様性の重要性を啓発する。
-----	---------------------------------

	○生物多様性の保全・持続可能な利用を推進する。
市民	①生息空間の保全・創造 ○生物の生息環境を保全する取り組みに積極的に参加する。
事業者	①生息空間の保全・創造 ○生物種や生態系の保全対策を適切に行う。

3. 特定外来生物対策

米子市	①特定外来生物の防除 ○特定外来生物の防除を県と連携して啓発する。 ○在来生物に悪影響を及ぼす可能性のある特定外来生物に対して駆除を行う。
市民	①特定外来生物の防除 ○外来生物被害予防三原則（入れない、捨てない、拡げない）を守る。
事業者	①特定外来生物の防除 ○外来生物被害予防三原則（入れない、捨てない、拡げない）を守る。

4 環境資源を活かしたまちづくり

(1) 自然環境と調和した生活環境の創造

1) 現状と課題

緑が多い公園など人と自然が共生する環境は、多くの市民にやすらぎを与えます。
また、樹木などの植物は二酸化炭素（CO₂）の吸収や気温の上昇を緩和するなど、地球温暖化防止対策の効果もあります。

本市の市民一人当たりの公園面積は全国平均を上回っていますが、快適な空間の提供と二酸化炭素（CO₂）排出量の抑制のためにも緑あふれるまちづくりを推進する必要があります。

2) 市民の要望

■市民アンケート（一般市民）

身近な周辺環境の満足度について	・「公園や広場等の安らぎの場」に対する満足度は計画策定時（40.3%）より増加したものの、48%にとどまっています。
解決（改善）しておきたい環境について	・「公園や広場等の安らぎの場の多さ」について改善しておきたいと考えている人の割合は、2番目に高い33.9%（計画策定時28.8%）で、多くの人が改善を望んでいることが伺えます。

3) 推進する施策

1. 緑あふれるまちづくり

米子市	①緑の保全 ○樹林地・農地などの保全・再生を目指す。
	②緑化の推進 ○市街地における緑の創出と、都市景観向上のため公共施設の緑化を推進する。 ○市民との協働による緑化活動の推進を図るため、樹木のオーナー認定、緑化活動団体の支援、緑化イベントなどの支援に努める。 ○安心・安全に利用できる公園施設の確保に努める。 ○緑の募金運動や一株植樹運動を通じて、緑化の推進を図る。
市民	①緑の保全 ○雑木林などでの自然観察会や作業体験に参加し、自然環境保全への理解を深める。 ②緑化の推進 ○建物の屋上、壁面、敷地内（庭やベランダ）において、緑のカーテンなどの緑化を推進する。 ○緑化に関するイベントなどに参加し、緑化に対する意識を高める

事業者	①緑の保全 ○事業活動の中で、緑の保全の推進に協力する。
	②緑化の推進 ○敷地内の緑化を進める。 ○屋上緑化、壁面緑化、塀の生垣化を進める。 ○地域での緑化活動に協力・参加する。

2. 適正な土地利用の推進

米子市	①調和のとれた土地利用の推進 ○米子市都市計画マスタープランに基づき、効率的で計画的な土地利用を推進する。
市民	①調和のとれた土地利用の推進 ○各種法規制に基づいた建築や開発を行う。
事業者	①調和のとれた土地利用の推進 ○各種法規制に基づいた建築や開発を行う。

(2) 地域の特性を活かした景観づくり

1) 現状と課題

国指定文化財の中では重要文化財に石馬や後藤家住宅、史跡に妻木晩田遺跡や上淀廃寺跡、米子城跡などがあります。また、県指定文化財に弓浜紺などが指定されており、市指定文化財には米子市役所旧館などが指定されています。

区 分	件数
国指定文化財	11
県指定文化財	13
市指定文化財	26
国登録文化財	11
国選択文化財	2
県選択文化財	1

このような文化財は、それらの活用を図りながら保全することで、地域特有の環境資源となり、さらには観光資源としての活用も期待できるなど、快適な環境づくりにつながります。また、自然の景観やまちなみの美しさもその要因の一つといえますが、市民アンケート結果では、計画策定時から引き続き自然景観の美しさについての満足度は高いですが、まちなみの美しさについての満足度は低い傾向となっています。

今後は、魅力ある景観の形成やごみのないきれいなまちなみをつくることで、より一層快適な環境をつくっていかねばなりません。

2) 市民の要望

■市民アンケート（一般市民）

身近な周辺環境の満足度について	<ul style="list-style-type: none"> ・自然景観の美しさに対する満足度は、計画策定時同様高めとなっています。 ・まちなみの美しさに対する満足度は、計画策定時から数値的には上がったもののまだ高いとは言えません。
-----------------	--

3) 推進する施策

1 自然・歴史的景観の保全と活用

米子市	<p>①文化財の保全と活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○有形・無形の文化財を適切に保護・保存し次世代に継承していくために指定文化財の保護および保存の充実とともに、未指定文化財の保護及び文化財指定の促進を図る。 ○さまざまな歴史的文化遺産について調査研究の推進を図る。 ○さまざまな歴史的文化遺産について、展示、公開、講座、講演会、体験学習などの活用事業の展開を行い、情報発信、資料提供など積極的な利活用を図る。
	<p>②伝統文化の継承と活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○伝統工芸の保存・継承を図るとともに、伝統工芸の良さを広める。 ○伝統芸能・伝統行事への参加を促進する。 ○伝統工芸・伝統芸能・伝統行事など伝統文化を担う後継者の育成を図る。
	<p>③観光資源の整備・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域資源を活用した全日本トライアスロン皆生大会などのイベント開催や、エコツアーリズム¹・スポーツツーリズム²など地域の特性・魅力を活かした体験型観光の育成と振興を図る。
市民	<p>①文化財の保全と活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○文化財への理解を深め、保護に協力する。 ○文化財の調査・研究に協力する。
	<p>②伝統文化の継承と活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○伝統工芸の良さを理解し、保存・継承に協力する。 ○伝統芸能・伝統行事のイベントなどに参加し、伝統芸能・伝統行事を体感し、意義を理解する。 ○伝統文化の良さを理解し、後継者の育成に協力する。
	<p>③観光資源の整備・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各種イベントなどへ積極的に関わり、地域資源に対する理解と活用の促進を図る。

¹ エコツアーリズム…地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組み。

² スポーツツーリズム…スポーツのイベントやレジャーを観光資源として活かすこと、「スポーツ観光」ともいわれる。

事業者	①文化財の保全と活用 ○文化財への理解を深め、保護に協力する。 ○文化財の調査・研究に協力する。
	②伝統文化の継承と活用 ○伝統工芸の保存・継承を図る。 ○伝統芸能・伝統行事のイベントなどに協力する。 ○伝統文化の良さを理解し、後継者の育成に協力する。
	③観光資源の整備・活用 ○自然環境の保全、環境負荷に配慮した事業を推進する。

2 まちなみ景観の保全

米子市	①景観の保全と形成 ○米子市景観計画に基づく建築物・工作物などの建築や建設など、届出対象行為に係る届出の審査、公共事業における通知制度などにより、良好な景観の創出を行う。 ○平成の米子市都市景観施設賞などにより、景観形成に関する市民への情報提供や啓発などを行う。 ○魅力ある景観を形成を図るため、市内全域で鳥取県屋外広告物条例に基づき、屋外広告物の規制を行う。
	②危険家屋対策の推進 ○危険家屋に係る現状調査の実施や所有者による空家の適切な管理の促進を図るとともに、住民等からの空家に関する相談、危険空家への対応並びに支援制度の検討を行う。 ○空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するための空家等対策計画の策定を検討する。
市民	①景観の保全と形成 ○生け垣の設置や庭の植物の維持・管理に心がけ、美しいまちなみづくりに協力する。
	②危険家屋対策の推進 ○危険家屋に係る市の現状調査に協力する。 ○所有者は所有家屋に対して適正な管理に努めなければならない。
事業者	①景観の保全と形成 ○開発行為や建築物の新增改築においては、周辺環境との調和を図り、秩序ある景観形成に協力する。 ○景観に配慮した屋外広告物の設置に努め、違法な広告を行わない。
	②危険家屋対策の推進 ○所有者は所有家屋に対して適正な管理に努めなければならない。

3 環境美化の推進

米子市	<p>①きれいなまちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none">○市内一斉清掃や地域での清掃活動など、地域における実践活動を促進する。○「米子市みんなできれいな住みよいまちづくり条例」に基づいて、ごみのポイ捨てや犬のフンの放置防止を啓発する。
市民	<p>①きれいなまちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none">○市内一斉清掃に参加する。○空き缶・たばこ・ごみなどのポイ捨て、犬のフンの放置をしない。
事業者	<p>①きれいなまちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none">○事業所周辺の環境美化活動を行う。

5 みんなが環境を考えるまちづくり

(1) 環境学習の推進

1) 現状と課題

環境保全に対する意識や関心を高めるために、環境フェアなどのイベントや環境出前講座を行っています。また、市内各公民館での環境学習講座の開催や米子水鳥公園など環境学習施設の整備を行うなど、環境学習の機会を提供しています。

また、将来を担う子どもたちが、自然に親しみ、人間と自然との関わりを理解し、豊かな感性を育てることを目的に、こどもエコクラブ事業を実施するなど、あらゆる世代を対象に環境学習の推進を図っています。

しかし、各種イベントや講演会において参加者数の減少や参加者の固定化がみられており、開催内容はもとより開催方法や開催周知にさらなる工夫が求められています。

2) 市民の要望

■市民アンケート（一般市民）

環境保全への参加意欲について	<ul style="list-style-type: none"> 「積極的に環境保全活動に参加していきたい」は 4.5%（計画策定時 2.8%）と低い状況のままですが、「都合がつけば参加していきたい」「興味のある活動であれば参加していきたい」で 58.2%（計画策定時 62.2%）と潜在的な参加意欲がある人は多くいると思われます。
----------------	---

■市民アンケート（事業所）

環境にやさしい取り組みについて	<ul style="list-style-type: none"> 「節電、節水、紙のリサイクルなどに取り組みたい」、「法律などで定められている範囲内で取り組みたい」の 2 項目が他の項目に比較して高くなっています。
環境に関する具体的な取り組み内容について	<ul style="list-style-type: none"> 「光熱水費の節約」や「地域の清掃活動等への参加・支援」などへの取り組みはある程度定着しているものの、計画策定時からの伸びはない状況となっています。

3) 推進する施策

1. あらゆる世代の環境学習の推進

米子市	<p>①環境学習の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○米子水鳥公園を拠点として環境学習を推進する。 ○こどもエコクラブ活動を支援する。 ○公民館などでの環境学習会などを開催する。 ○児童・生徒及び企業の環境問題担当者などに対する環境学習の機会を提供する。
-----	--

	<p>②環境学習施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○計画的な施設改修及び適正な維持管理を行い、環境学習施設の充実を図る。 ○環境に配慮した学校環境の整備・充実を図る。 <p>③人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○環境学習プログラムの企画・運営・指導などを担うことができる人材の育成を支援する。
市民	<p>①環境学習の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○環境に関する出前講座を活用する。 ○企業や地域などで開催する環境学習活動に積極的に参加する。
事業者	<p>①環境学習の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○環境に関する出前講座などを活用し、雇用者を対象に地球環境やエネルギー問題に関する研修などを行う。 ○企業や地域などで開催する環境学習活動に積極的に参加する。

数値目標設定

設定項目	基準値	目標値
環境学習で米子水鳥公園を利用した市内小学生の人数	544人 (平成26年度)	1,300人 (平成32年度)

【説明】

「なかうみ環境学習事業」を活用して、米子水鳥公園ネイチャーセンターで環境学習を行った市内小学校の児童数を、1,300人にすることを目標とします。(第3次米子市総合計画目標値)

2. 市民、事業者などへの環境意識の普及啓発

米子市	<p>①環境意識の普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ○環境イベントを開催して、広く市民への環境意識の普及啓発を行う。 ○環境保全団体と連携して、環境意識の普及啓発に努める。 ○環境美化に貢献した個人・団体を顕彰する。
	<p>②環境情報の発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ○広報紙、ごみカレンダー、ホームページなどを活用して各種の環境情報を発信する。 ○本市の環境の現況や取り組みの実績をまとめた年次報告「米子市の環境」を公表する。

(2) 自主的な活動の推進

1) 現状と課題

市内一斉清掃や地域の河川の清掃など、環境美化団体・自治会を中心に自主的な清掃活動が市内各地で行われており、事業所もアンケートでは64.5%が地域の清掃活動などへの参加・支援に既に取り組んでいる、または取り組む予定であると答えています。

少子高齢化や人口減少といった社会変化により、今後は環境美化活動への参加者増が難しい状況も考えられますが、「きれいな住みよいまちづく」りの推進を目的に、市民一人ひとりが自分の住むまちに愛着を持ち、環境美化活動への積極的な参加を促進していくため、啓発などの取組を推進していく必要があります。

2) 市民の要望

■市民アンケート（一般市民）

環境に関する行事やボランティア活動に参加や協力	・「いつもやっている」「時々やっている」を合わせると35.3%（計画策定時33%）で、一方「全くやっていない。」は30.5%（29.1%）となっています。
環境保全への参加意欲について	・「積極的に参加していきたい」は4.5%（計画策定時2.8%）にとどまっているものの、「都合がつけば参加していきたい」「興味のある活動であれば参加していきたい」といった潜在的な参加意欲がある方が58.2%（計画策定時62.2%）。あります。

3) 推進する施策

1. 参加と協働のまちづくり

米子市	①環境美化活動への市民参加の促進 ○地域住民、環境美化団体などと連携して、環境美化の実施及び啓発に努める。 ○米子市環境をよくする会と連携して、市内一斉清掃を実施する。
市民	①環境美化団体などの活動の促進 ○市や地域、ボランティア組織などが行う環境保全事業に積極的に参加する。
事業者	①環境美化団体などの活動の促進 ○社会貢献活動の機会を提供し、「ボランティア休暇」の実施など、雇用者が環境保全活動に参加しやすい環境づくりを進める。

2. 広域的な連携

米子市	<p>①周辺自治体との連携</p> <ul style="list-style-type: none">○「ラムサール条約登録湿地中海・宍道湖一斉清掃」など、周辺自治体との環境保全活動に取り組む。○中海圏域行政団体と連携して、中海の水質改善・利活用を促進する。
市民	<p>①周辺自治体との連携</p> <ul style="list-style-type: none">○近隣自治体や国・県などとの連携した環境保全活動の取り組みに協力する。
事業者	<p>①周辺自治体との連携</p> <ul style="list-style-type: none">○近隣自治体や国・県などとの連携した環境保全活動の取り組みに協力する。

第4章

計画の推進方策

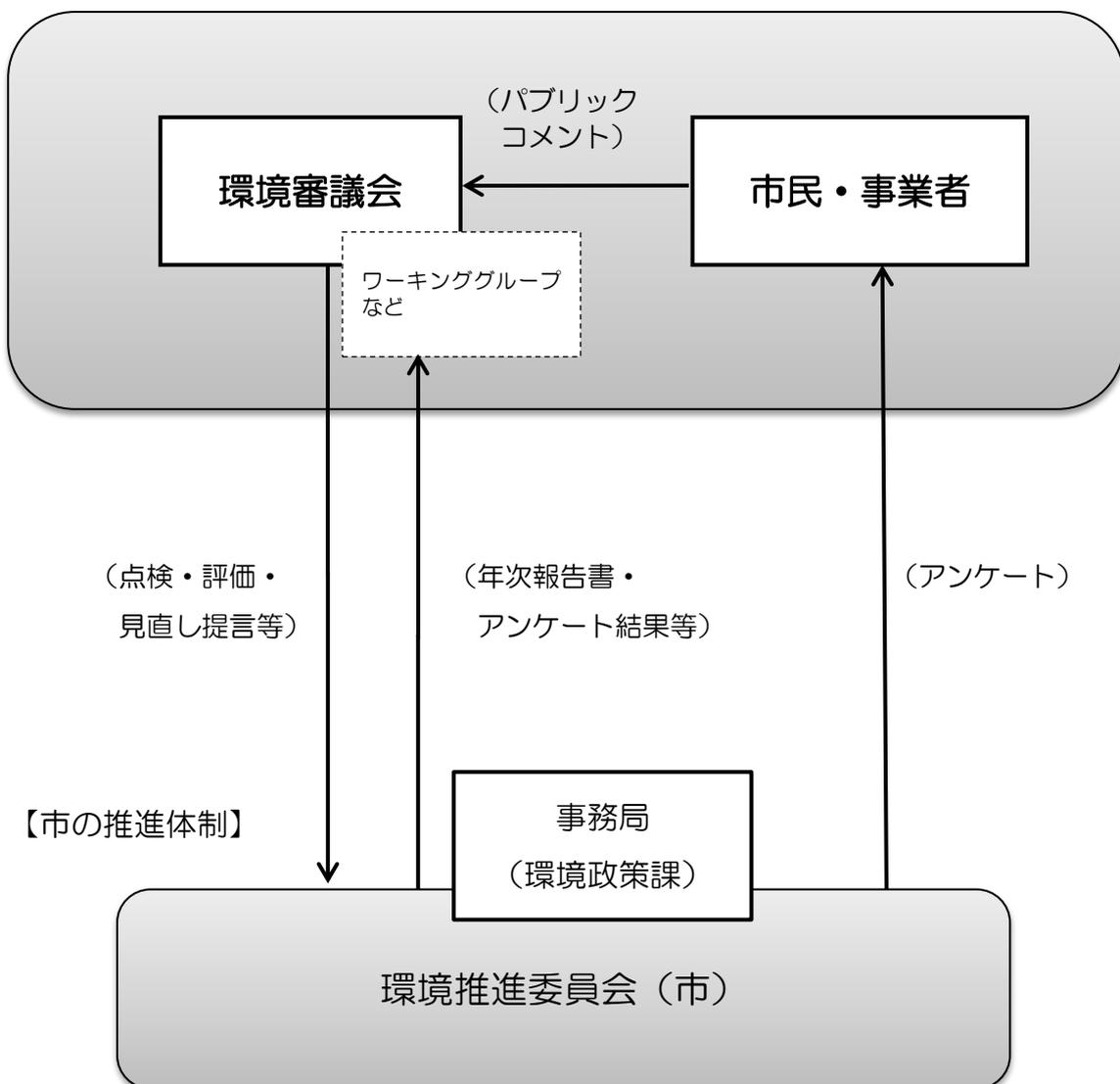
1 組織体制

(1) 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、環境基本条例に基づき組織された「米子市環境審議会」が、計画の進捗状況をまとめた年次報告書（環境白書）について点検・評価を行ない、それに基づいた施策見直しなどの提言を行います。

なお、必要に応じて市民の代表による推進体制の整備に努めます。

【市民・事業者の推進体制】

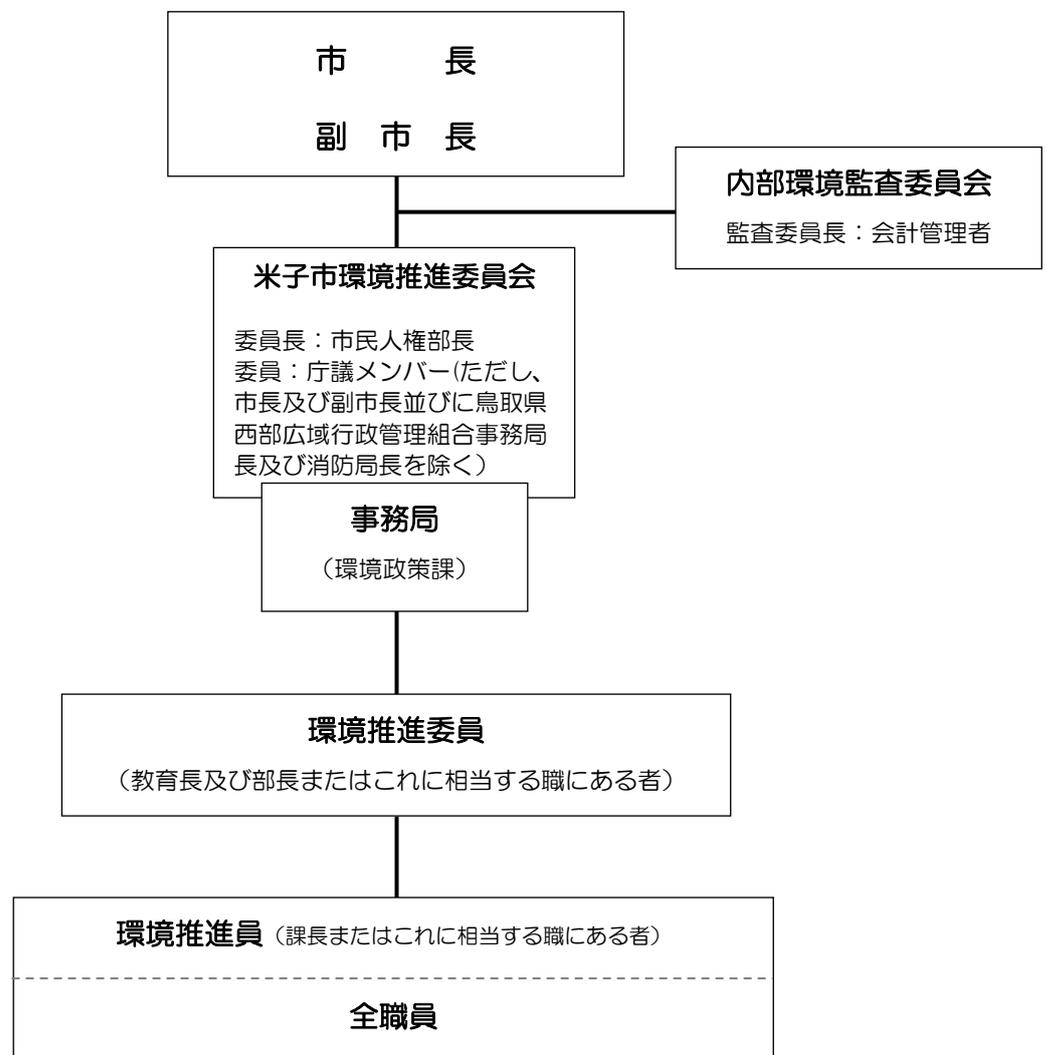


(2) 市の推進機構

平成16年から旧米子市において、環境マネジメントシステム（ISO14001 規格）による省エネルギー及び省資源の推進に取り組んできました。その後、国際規格に沿った環境マネジメントシステムを構築するという初期の目的を達成したため、平成21年12月をもってISO14001の認証を返上し、本市独自の「米子市環境マネジメントシステム(略称：YES)」に移行しました。

平成28年4月には、「米子市環境マネジメントシステム」と「環境にやさしい米子市役所率先実行計画」の内容を精査し、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「米子市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、従来の推進体制を活用し、地球温暖化などの地球環境問題に対しさらなる取り組みを実践してまいります。

本市の推進組織は、次の図のとおりです。



■図：環境推進委員会組織体系図

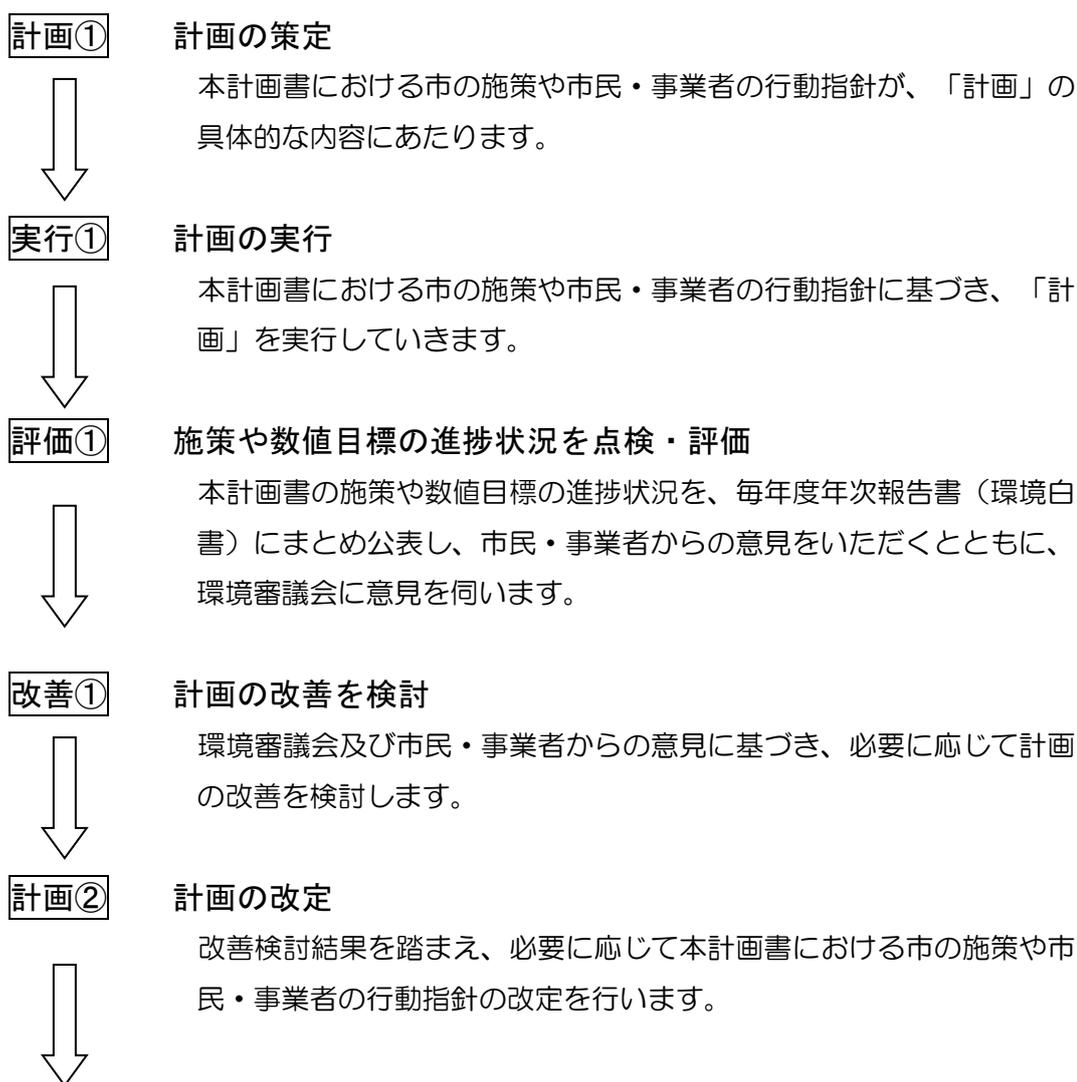
2 進行管理

(1) 管理方法

本計画の施策や数値目標については、米子市環境推進委員会で管理していきます。

(2) 進行管理の流れ

本計画は、米子市環境推進委員会で定める手法に基づき、次のような一連の流れを繰り返すことによって進行管理を行います。



(以下、実行②⇒評価②⇒改善②⇒計画③・・・と続きます)

資料編

米子市の環境に関する市民アンケート調査結果(市民編)

環境基本計画の見直しに当たり、環境に対する市民意識や家庭における省エネの取り組み状況等の変化を把握することを目的に、計画策定時に実施したものと同様のアンケートを実施しました。

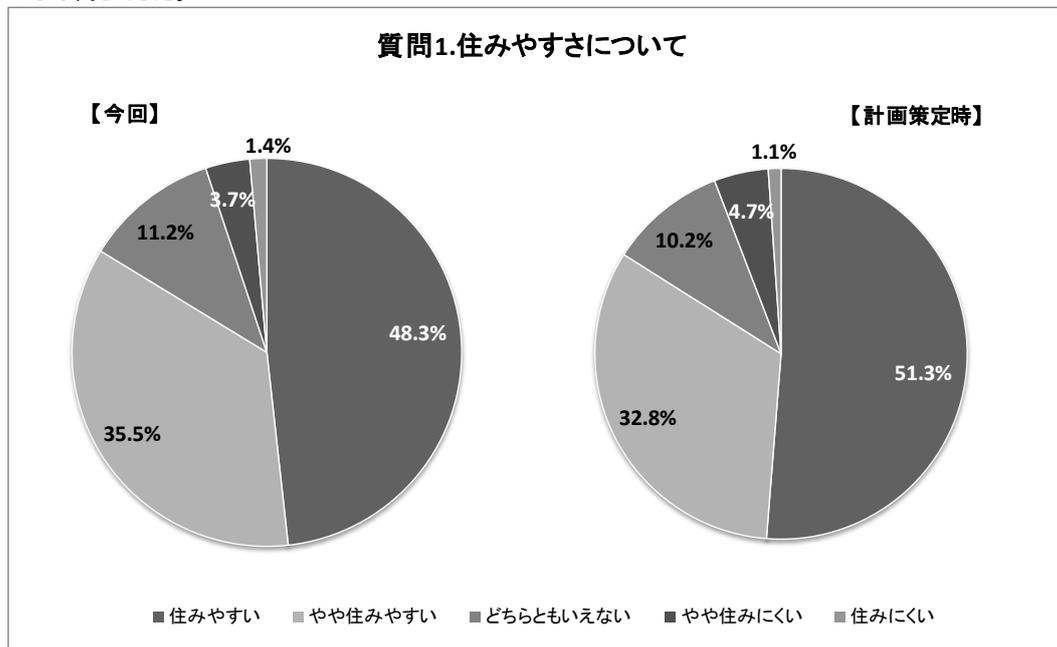
●調査概要●

調査期間	平成27年5月31日～6月14日
調査対象	米子市内居住の20歳以上方から無作為に抽出
配布・回収方法	郵送による配布・回収
配布数	3,000人
回収数(回収率)	1,274人(42.5%)

【身近な環境の様子について】

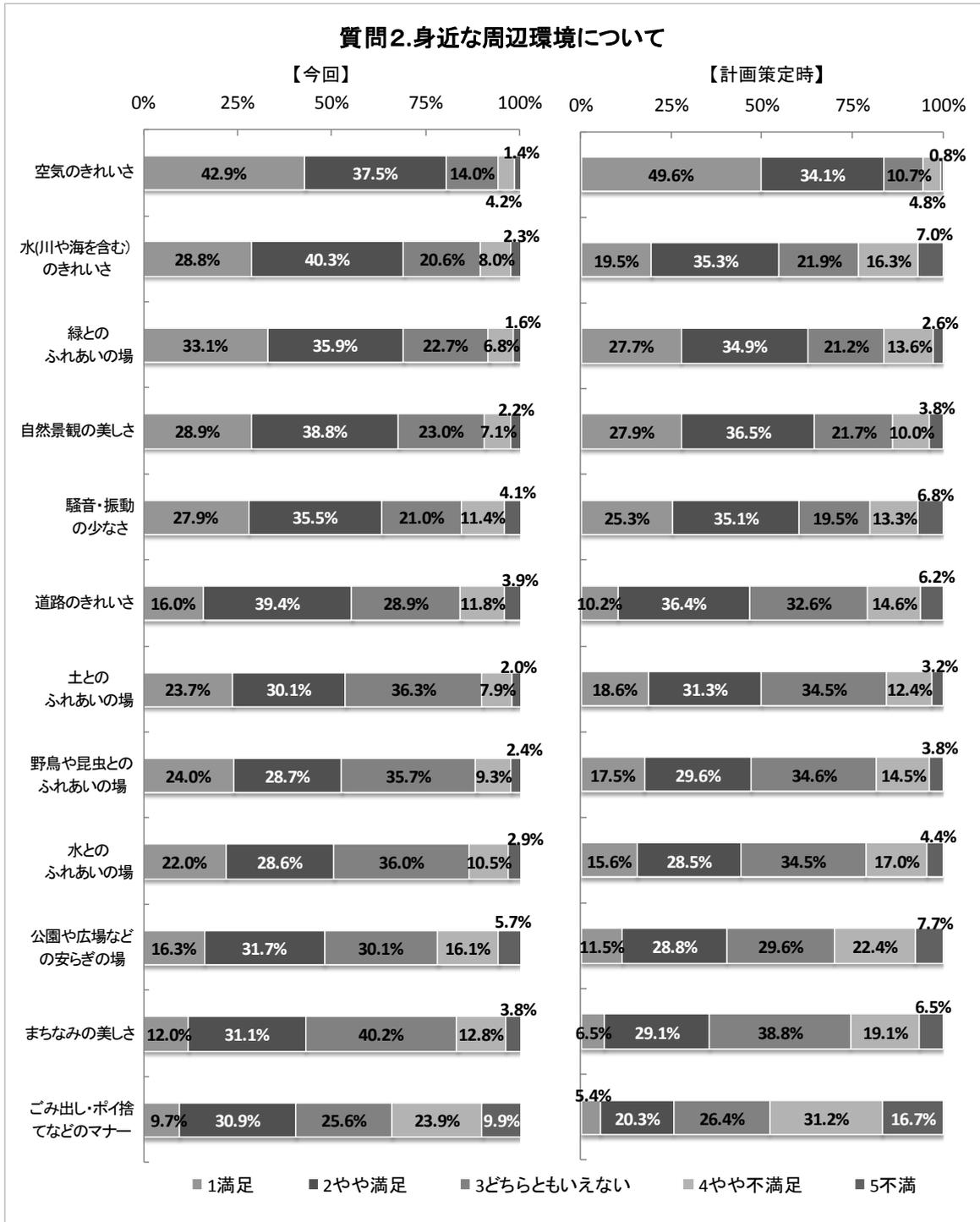
質問1. 住みやすさについて

「住みやすい」または「やや住みやすい」と答えた人は合わせて83.8%(計画策定時84.1%)で、逆に「住みにくい」または「やや住みにくい」と答えた人は合わせて5.1%(計画策定時5.8%)と、計画策定時とほぼ同じでした。



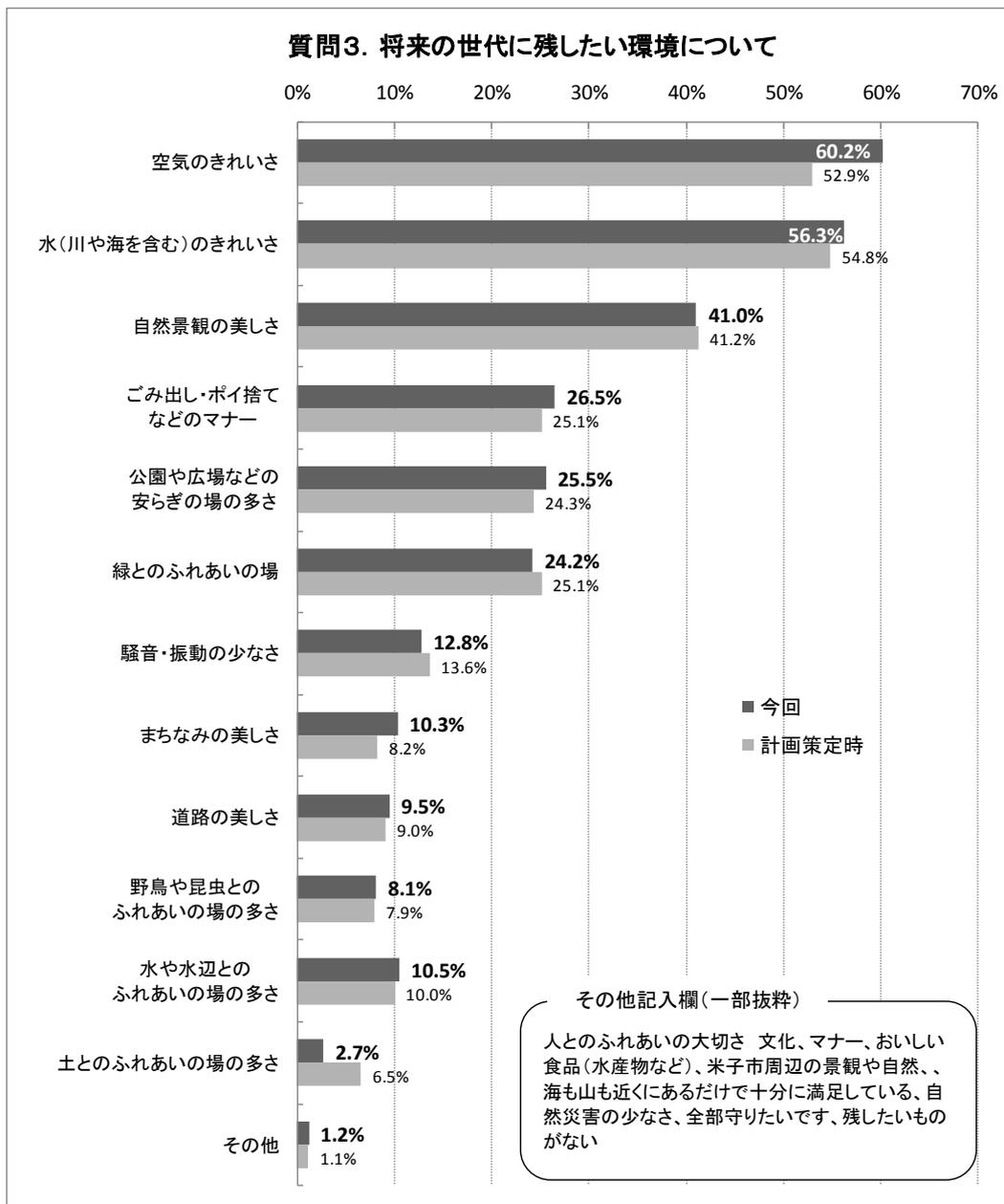
質問2. 身近な周辺環境について(複数回答あり)

もっとも満足度が高い項目が”空気のきれいさ”、もっとも満足度が低い項目が、”ごみ出し、ポイ捨て等のマナー”というのは計画策定時と変わりませんが、ほぼ全ての項目で計画策定時より満足度が増加しています。特に“水(川や海を含む)のきれいさ”(14. 3%増)と”ごみ出し、ポイ捨て等のマナー”(15. 0%増)は大幅に満足度が増加しました。



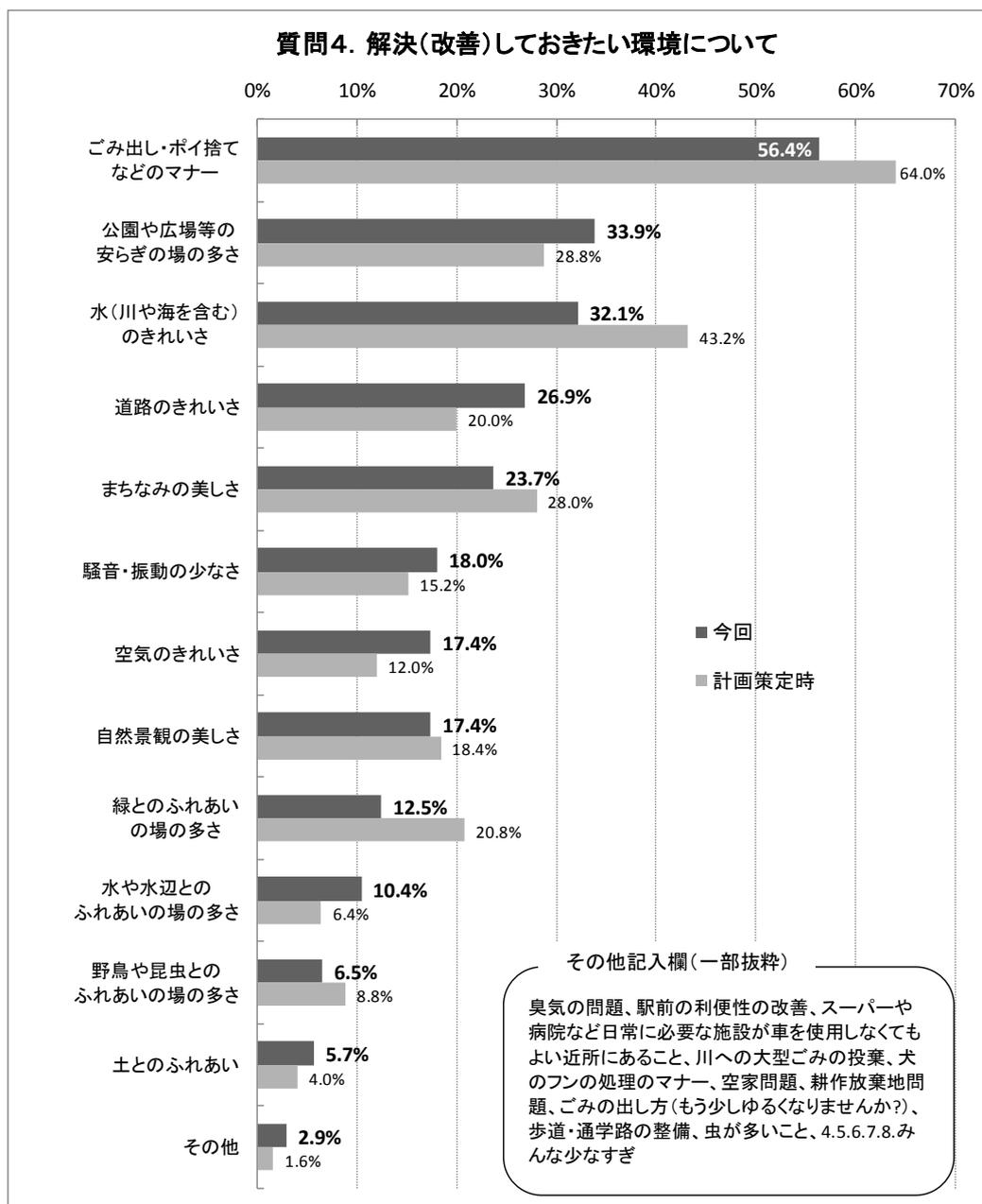
質問3. 将来の世代に残したい環境について(複数回答あり)

多少数値の増減はあるものの、全体的には策定時とほぼ同様の結果となっています。ただ、計画策定時以降に高まってきたPM2.5への関心からか、「空気のきれいさ」(計画策定時より5.3%増)がもっとも上位となっています。



質問4. 解決(改善)しておきたい環境について(複数回答あり)

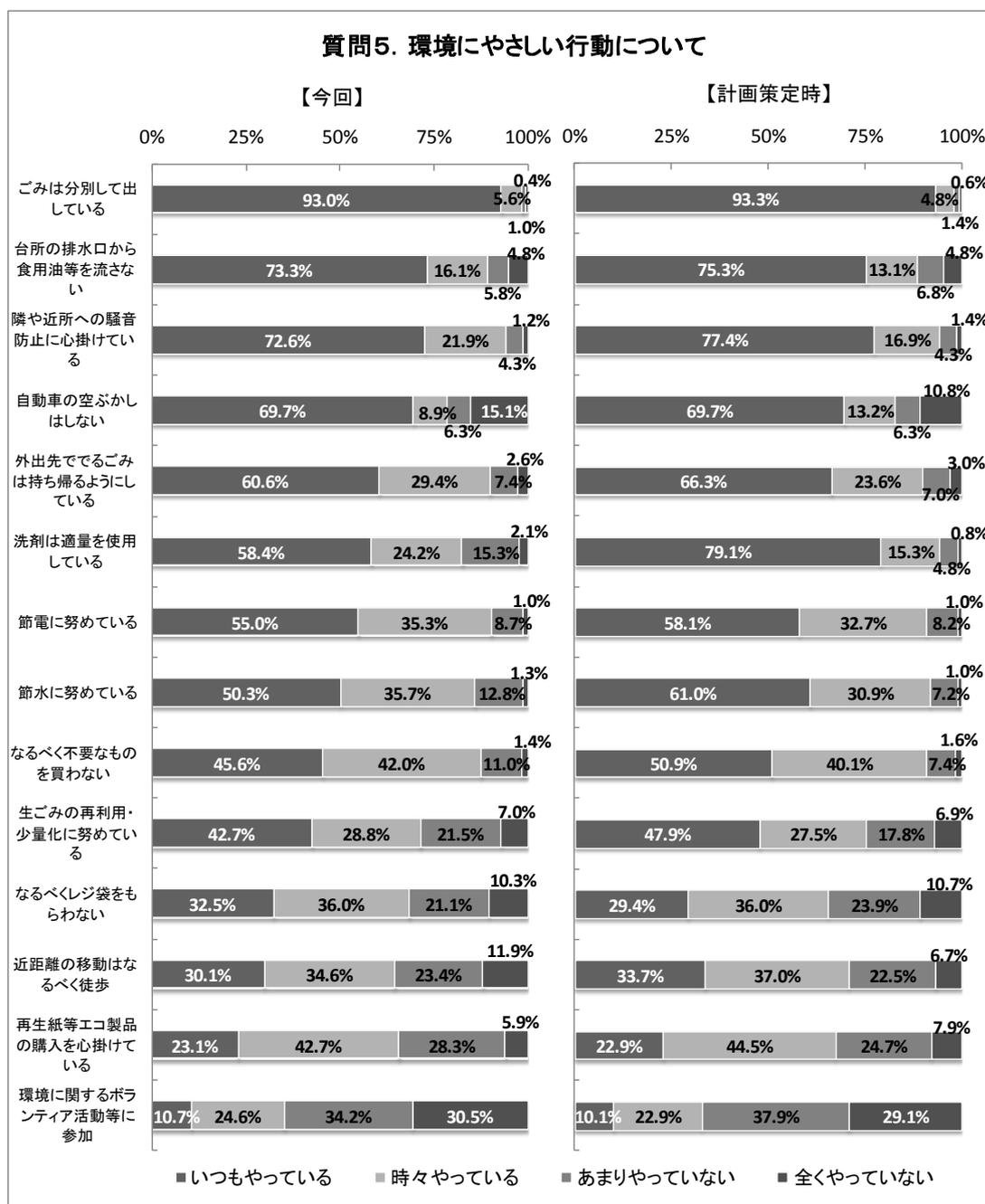
計画策定時と同様に「ごみ出し・ポイ捨てなどのマナー」が断トツの最上位となっていますが、質問2で満足度が上昇していることと関連して、「ごみ出し・ポイ捨てなどのマナー(7.7%減)」及び「水(川や海を含む)のきれいさ(9.3%減)」の数値は下がっています。



【環境に対する取り組みについて】

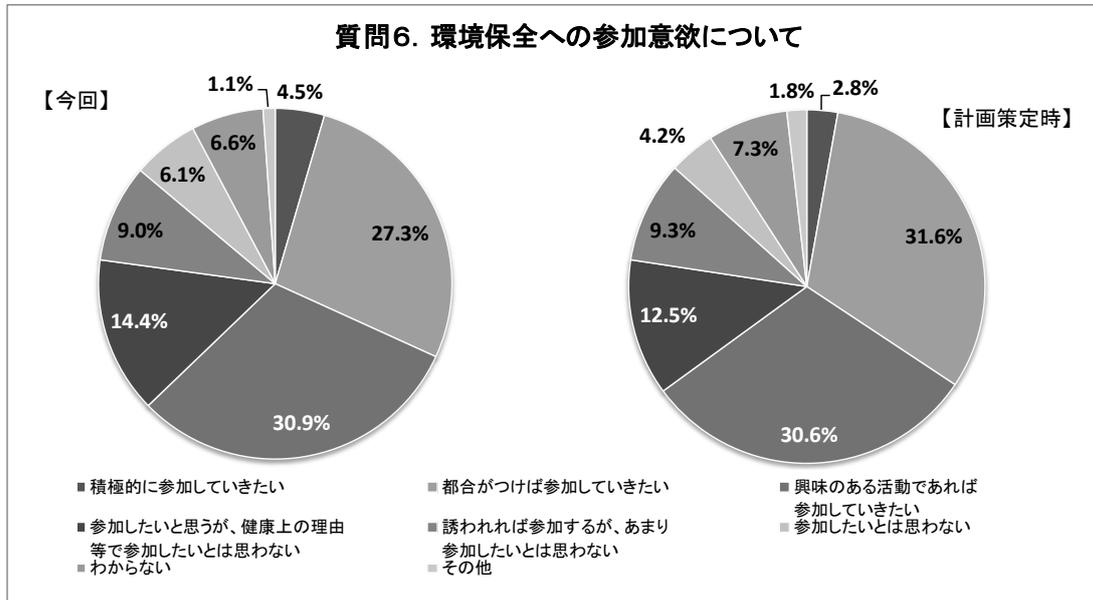
質問5. 環境にやさしい行動について

計画策定時と比較して、「いつもやっている」が上昇している項目もいくつかありますが、下落している項目が多くなっています。「環境に関する行事やボランティア活動に参加や協力している」については、64.4%（計画策定時67%）が「全くやっていない」、「あまりやっていない」状況となっています。



質問6. 環境保全への参加意欲について

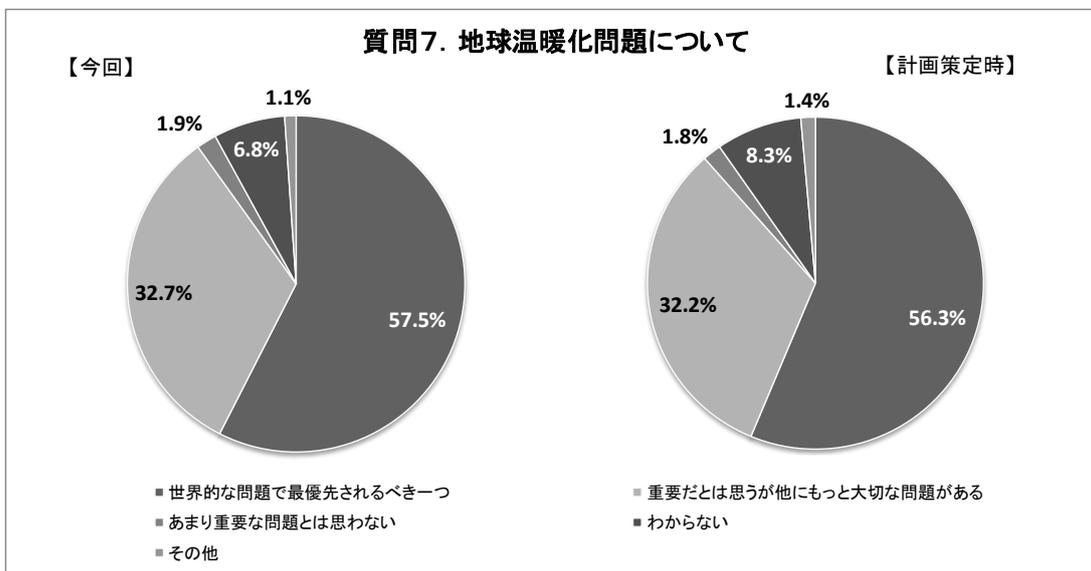
「積極的に参加していきたい」は割合は大きくないものの、計画策定時より上昇しました。上位は「興味のある活動であれば参加していきたい」、「都合がつけば参加していきたい」となっています。



【地球温暖化問題について】

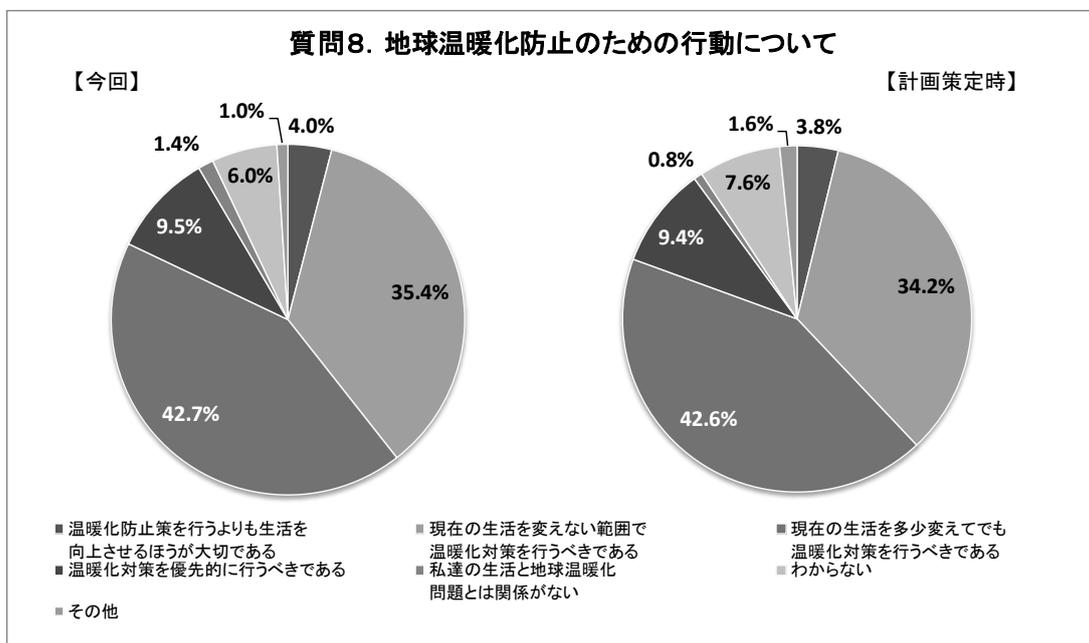
質問7. 地球温暖化問題について

計画策定時とほとんど変動がなく、「世界的な問題で最優先されるべき一つ」と答えた人が最も多く、次いで「重要だとは思いますが他にもっと大切な問題がある」となっています。



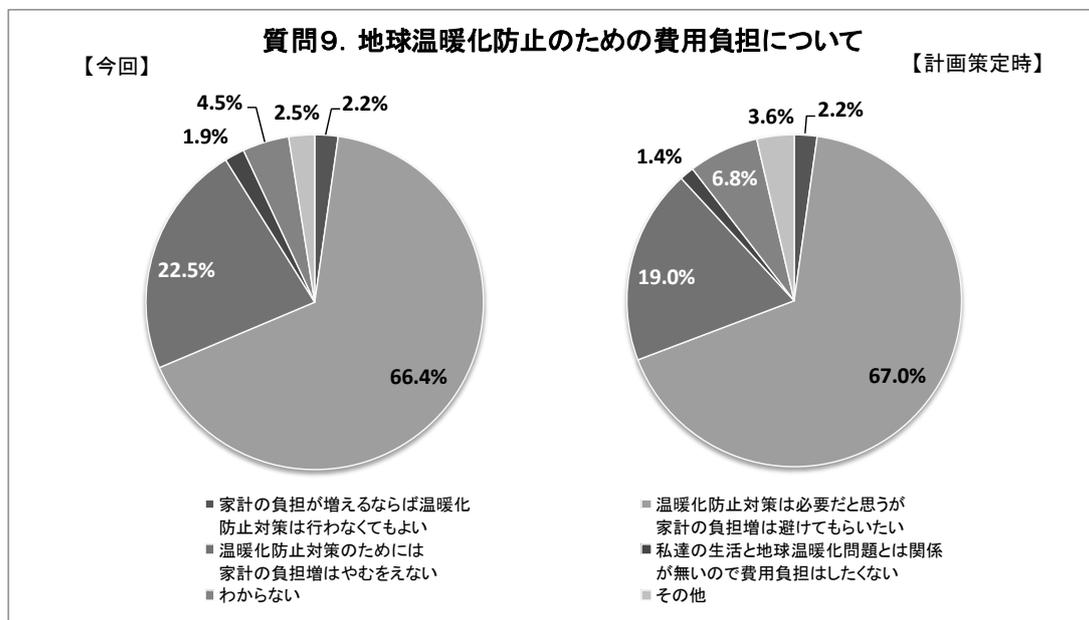
質問8. 地球温暖化防止のための行動について

計画策定時とほとんど変動がなく、「現在の生活を多少変えてでも温暖化対策を行うべきである」と答えた人が最も多く、次いで「現在の生活を変えない範囲で温暖化対策を行うべきである」となっています。



質問9. 地球温暖化防止のための費用負担について

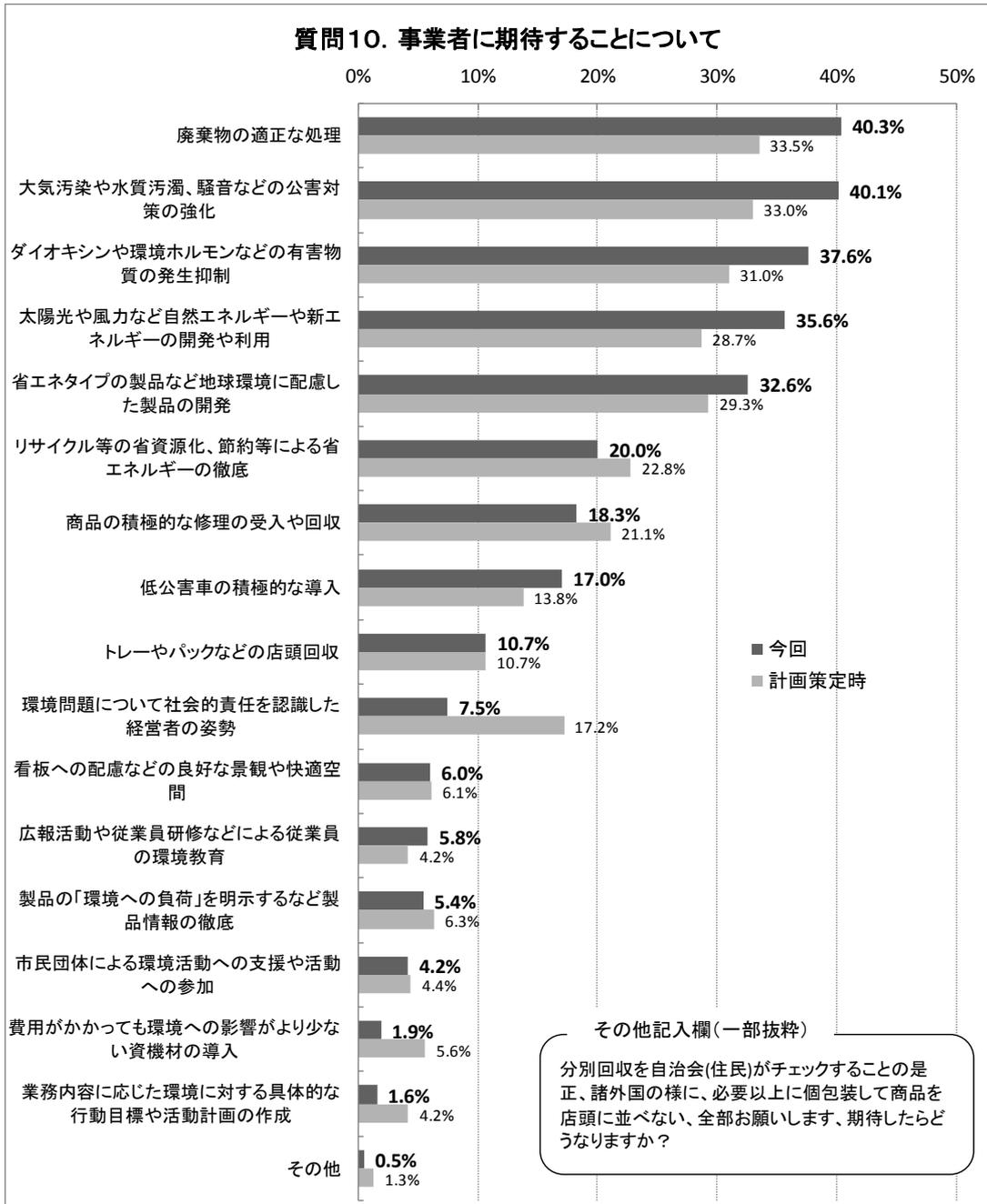
計画策定時とほとんど変動がなく、「温暖化防止対策は必要だと思うが家計の負担増は避けたい」という回答が最も多く、次いで「温暖化防止対策のためには家計の負担増はやむをえない」となっています。



【事業者や行政に期待することについて】

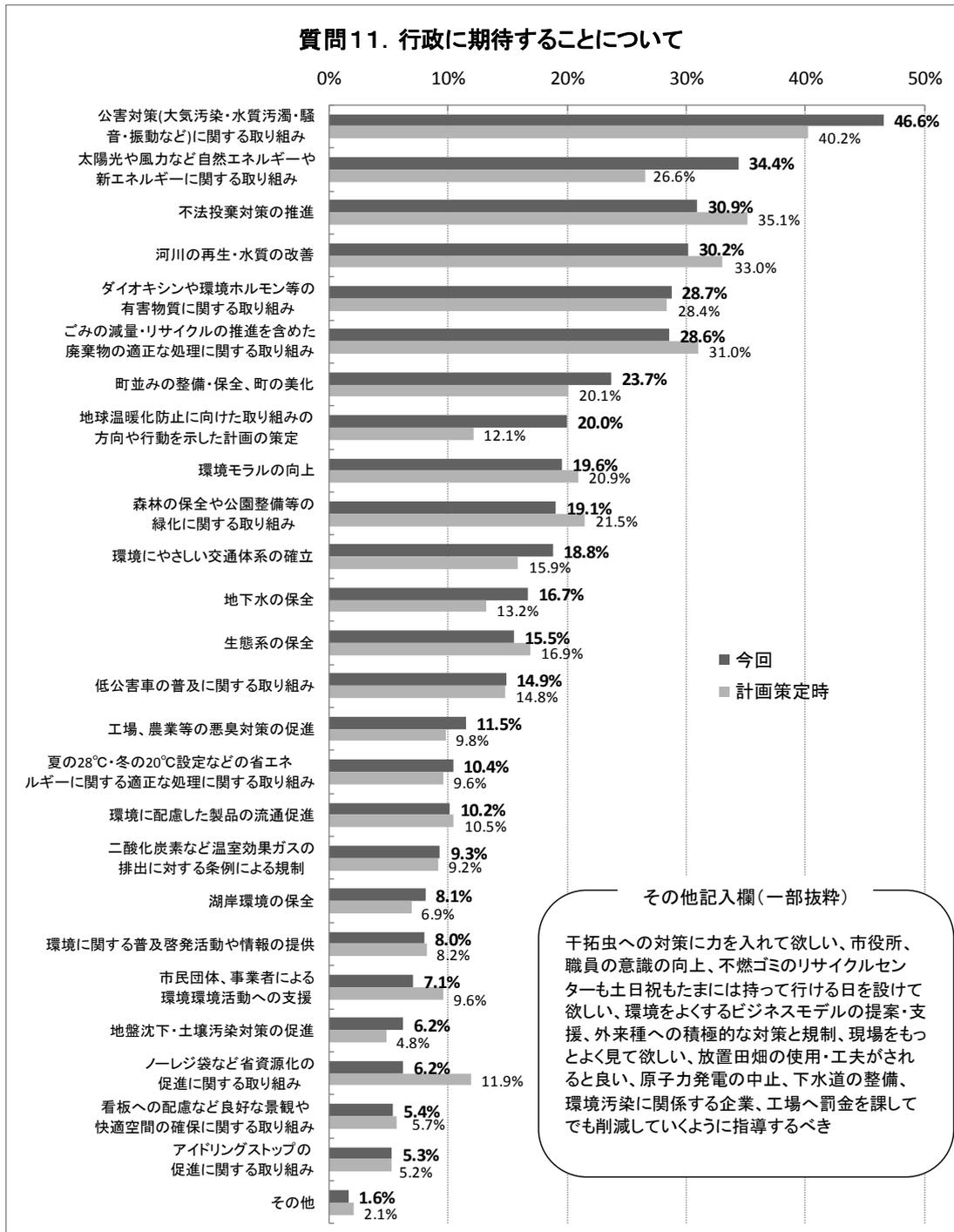
質問10. 事業者に期待することについて

上位3項目は計画策定時と変動がないものの、それぞれの割合は5%以上増加しており、事業者への期待も高まっていることが伺えます。



質問11. 行政に期待することについて

最も多い回答は、計画策定時と同じ「公害対策に関する取り組み」で、数値的にも上昇しています。次いで、「自然エネルギーや新エネルギーに関する取り組み」、「不法投棄対策の推進」でした。



質問6～9 その他記入欄(一部抜粋)

質問6. 環境保全への参加の意欲について

- ・一人で気のついた所をしている
- ・必要性を感じる取り組みには参加していきたい
- ・日時、場所、内容により決めたい
- ・参加したいと思うけど、仕事の都合で(休日が無い)出来ない
- ・高齢者のため参加が出来ない
- ・年齢、体調上の理由で不可能

質問7. 地球温暖化問題について

- ・市民より先に国や県、市、産業界が包括的に率先して取り組むべき
- ・本当に温暖化かどうか不明、科学的な裏付けがない
- ・日本のハイテク技術ならいつでもできるがしなないだけ
- ・人間が便利さを求めている現状であり、何かを求めれば、何かを失う現状であると思う。その為どうしたらよいかは……。である
- ・地球を汚す事が大きな問題であり、その中に温暖化問題があるということと思います。
- ・木質燃料の活用をもっともっと拡大推進して行く事

質問8. 地球温暖化防止のための行動について

- ・化石燃料は使わないで、原子力や太陽光、水力等へとにかく早く
- ・国がとりむべき問題である
- ・政策ですべきと考える。意識は十分ある
- ・国益、企業益の前では空念仏
- ・対策も必要だが、市民や地方自治体レベルでは効果は無い(と思う)。であれば、温暖化対策の名のもとに不必要に生活を、経済を制約すべきでないと思う。
- ・バス、電車をもっと使いやすくとのえる。車をへらす。
- ・森林、樹木の適切な維持管理を世界的に行うべき。

質問9. 地球温暖化防止のための費用負担について

- ・温暖化防止対策は必要ですが負担費用はスライドで...
- ・水や空気を保全している山林所有者への支援が大切
- ・防止策で捻出する。個人負担ゼロ
- ・今の税金内でやりくりして。無駄が多すぎる
- ・納得できる対策に対しての費用負担であれば負担しようと思う
- ・費用負担以外のところでまだまだやれることが残っていると思う。
- ・温暖化防止対策は必要であるが、一般家庭の負担だけにたよらず、国や行政が行うべき事を先にして欲しい
- ・温暖化防止のために費用負担ということがわからない(何について必要になるのか)
- ・もちろん私たちの生活での努力は必要だが、諸外国の努力のほうが急務だと考える。
- ・国、地方自治体、企業が負担すべきである。
- ・所得に合わせた対策を検討してほしい

米子市の環境に関する市民アンケート調査結果(事業所編)

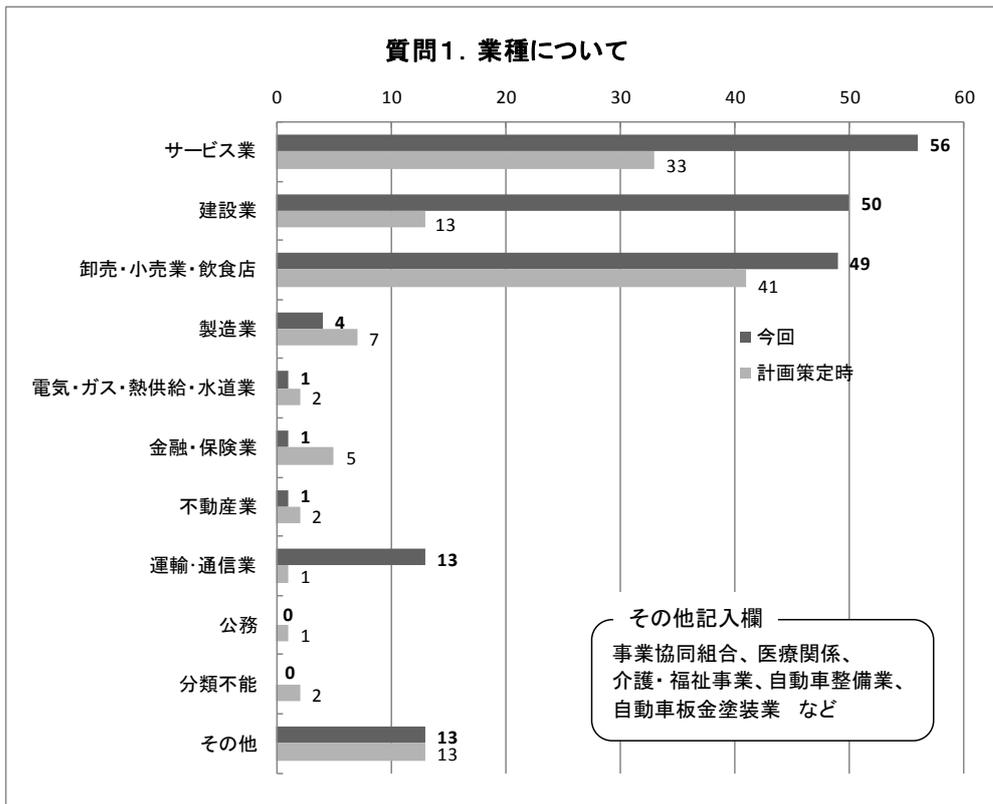
環境基本計画の見直しに当たり、環境に対する意識や事業所における省エネの取り組み状況等の変化を把握することを目的に、計画策定時に実施したものと同様のアンケートを実施しました。

●調査概要●

調査期間	平成27年5月29日～6月15日
調査対象	米子市内所在の企業から無作為に抽出
配布・回収方法	郵送による配布・回収
配布数	500社
回収数(回収率)	177社(35.4%)

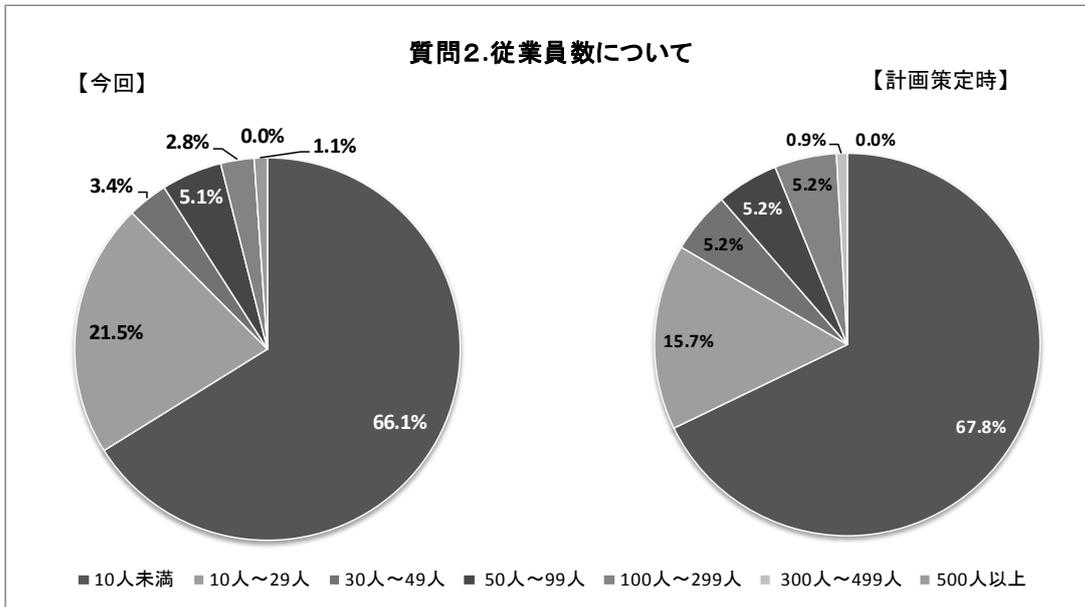
質問1. 業種について

回答者の中で多かったのが「サービス業」で、次いで「建設業」、「卸売・小売業・飲食店」となっています。(選択肢のうち、農業、林業、漁業、鉱業、運輸・通信業、公務の回答者はなし)



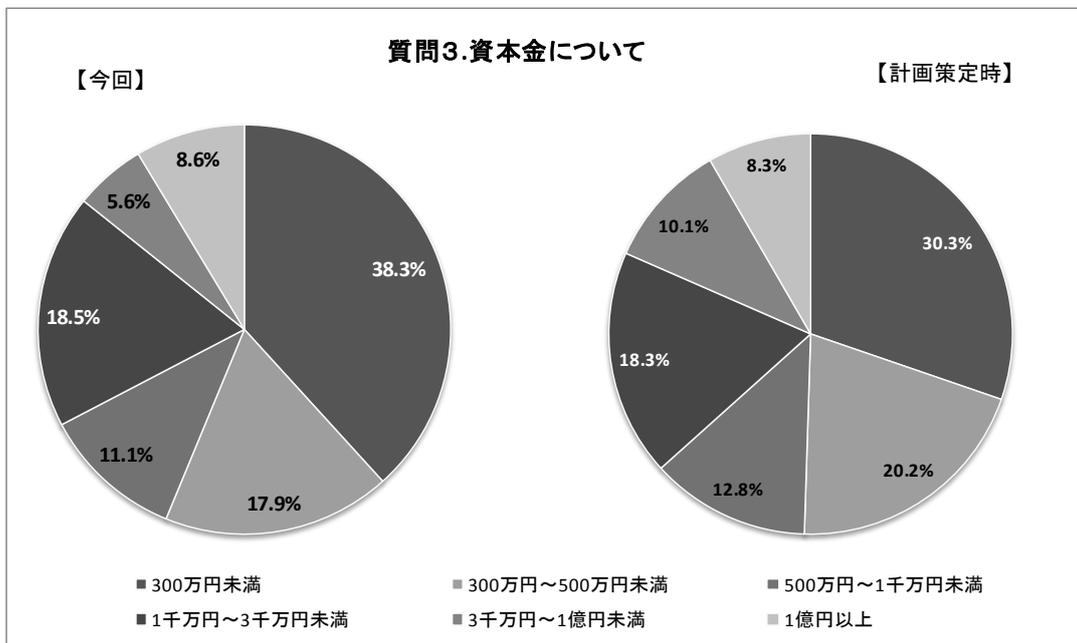
質問2. 従業員数について

計画策定時とほぼ同様で、「10人未満」との回答が最も多く、次いで「10人から29人」までとなっており、これらを合わせると87.6%になります。



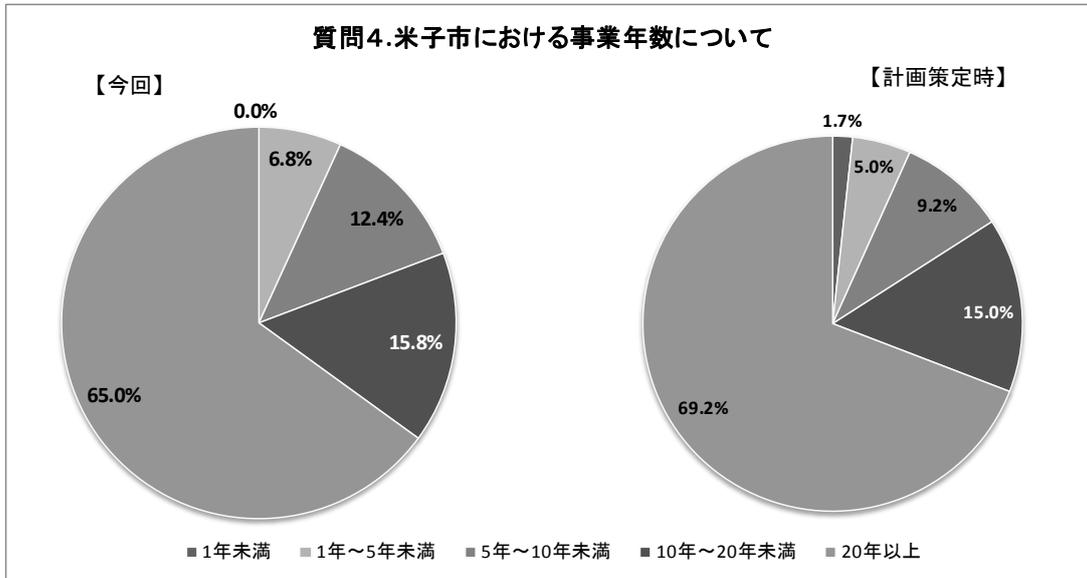
質問3. 資本金について

計画策定時とほぼ同様で、「300万円未満」が最も多く、次いで「300万円から500万円未満」となっています。



質問4. 米子市における事業年数について

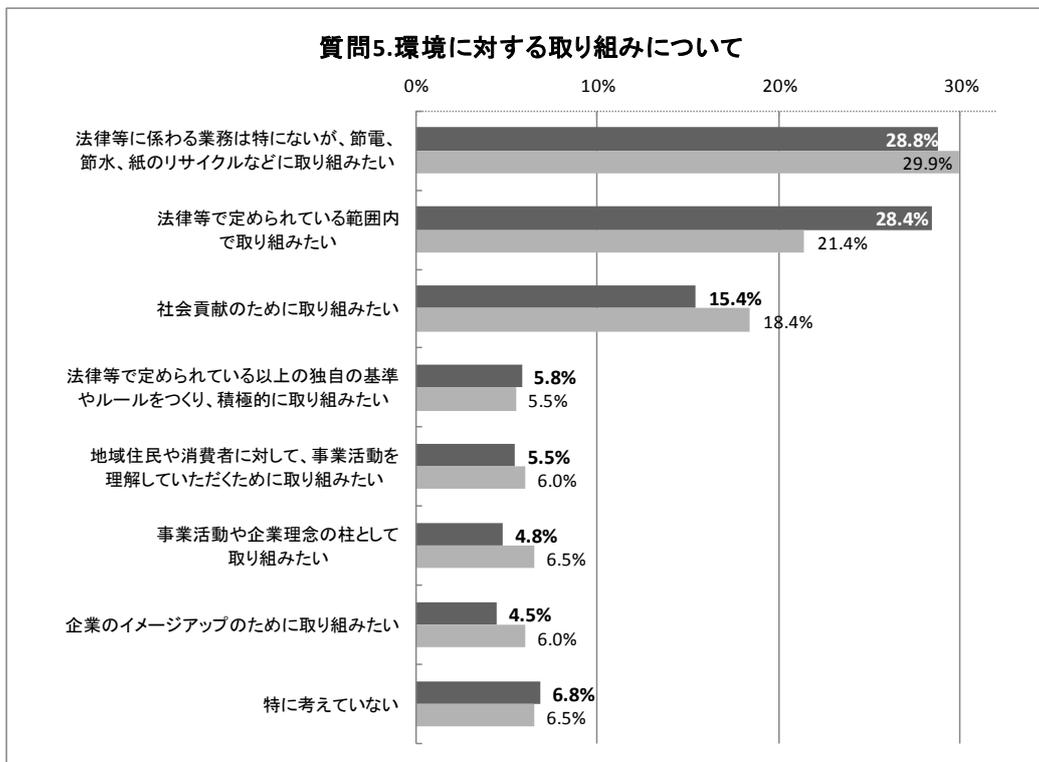
計画策定時とほぼ同じで、「20年以上事業を行っている」との回答が最も多くなっています。



【環境に対する取り組みについて】

質問5. 環境にやさしい取り組みについて(複数回答あり)

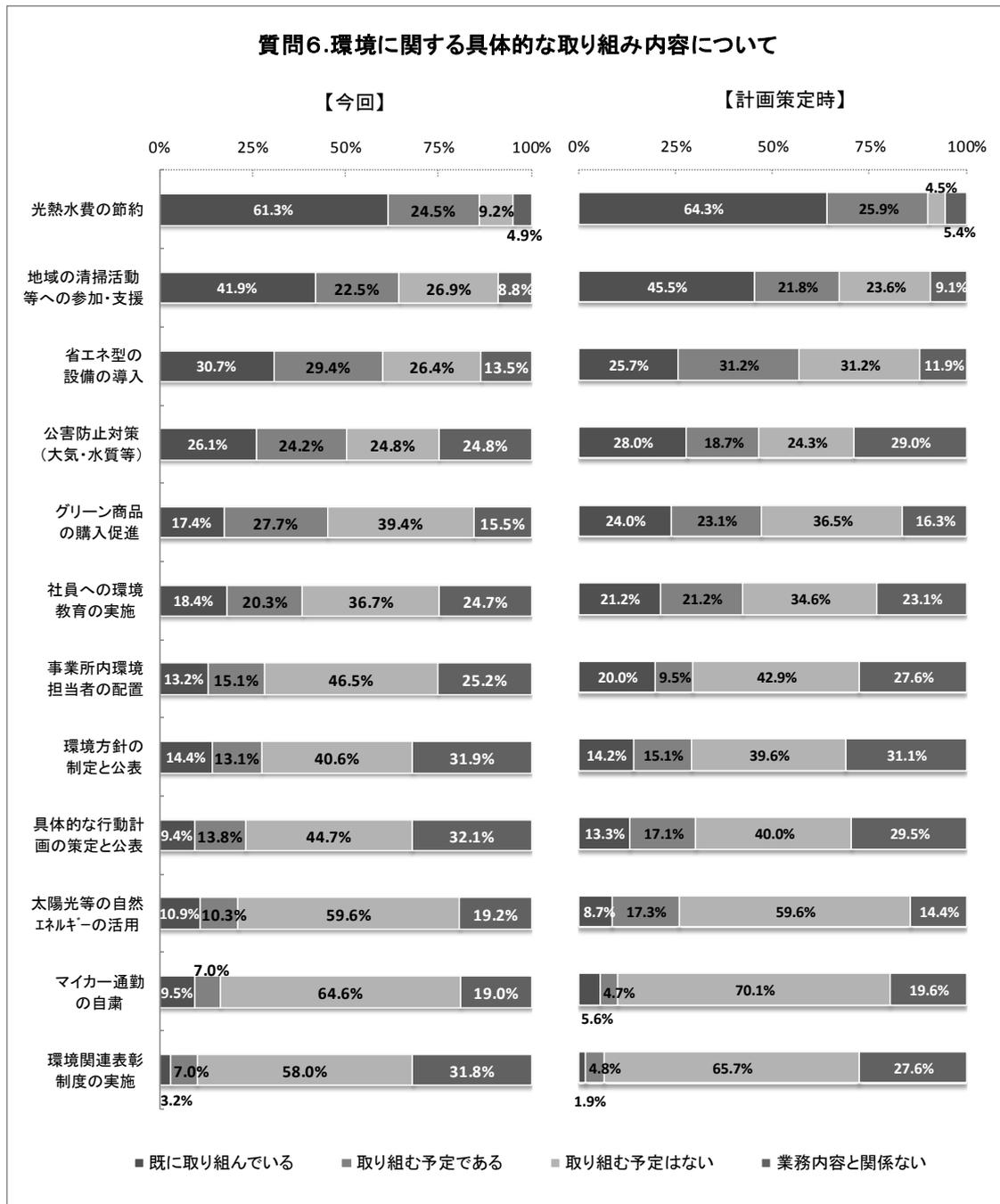
総回答の内上位3項目は計画策定時と同じでした。増減のもっとも大きいのは「法律等で定められている範囲内で取り組みたい」で、7%増となっています。



【環境にやさしい具体的な取り組みについて】

質問6. 環境に関する具体的な取り組み内容について

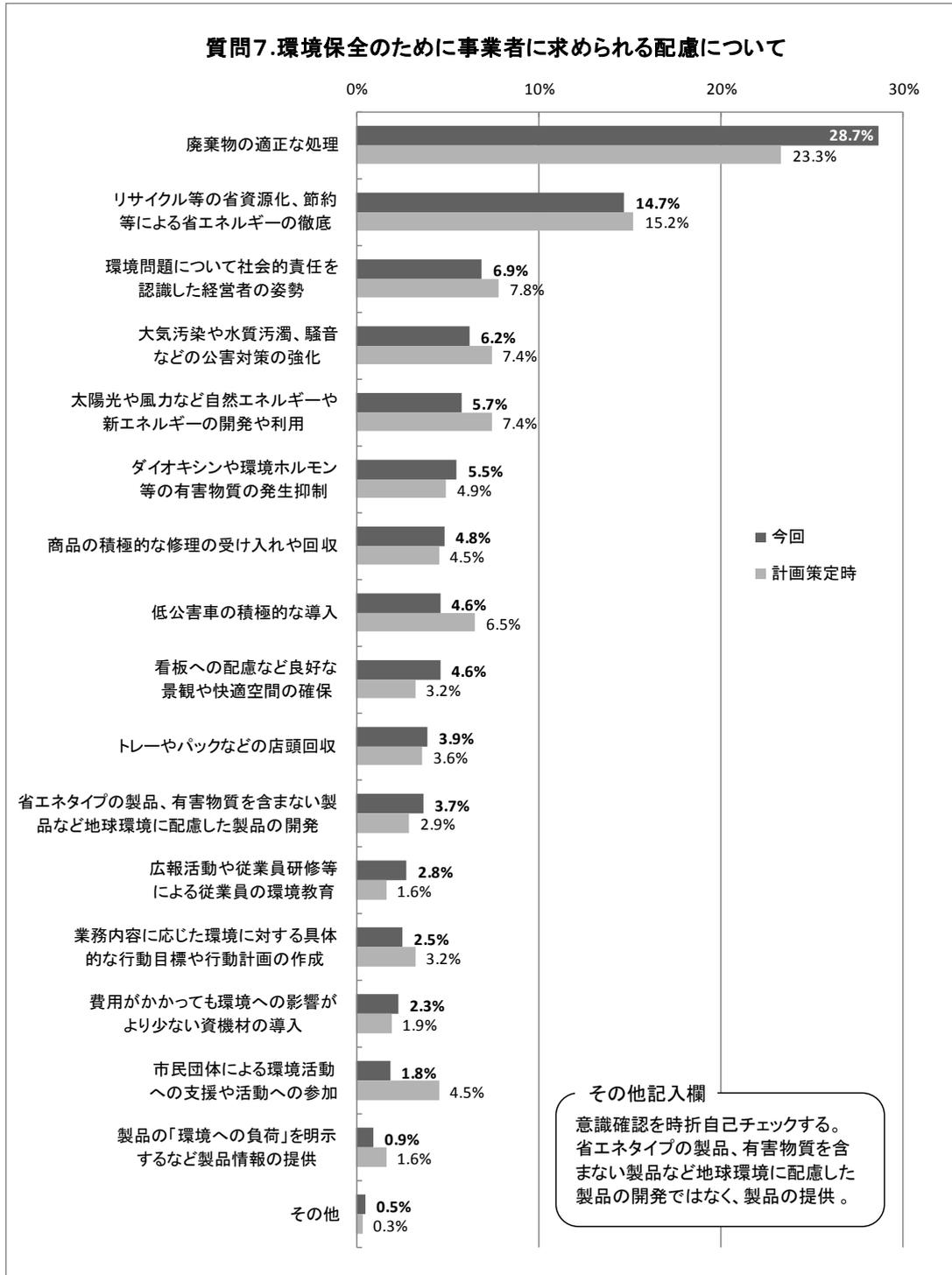
計画策定時とほぼ同様の結果となっています。「光熱水費の節約」、「地域の清掃活動等への参加・支援」などへの取り組みはある程度定着しているものの伸びはなく、「マイカー通勤の自粛」は若干増加しているものの、約65%が取り組む予定はないとしています。



【環境を改善するための今後の活動について】

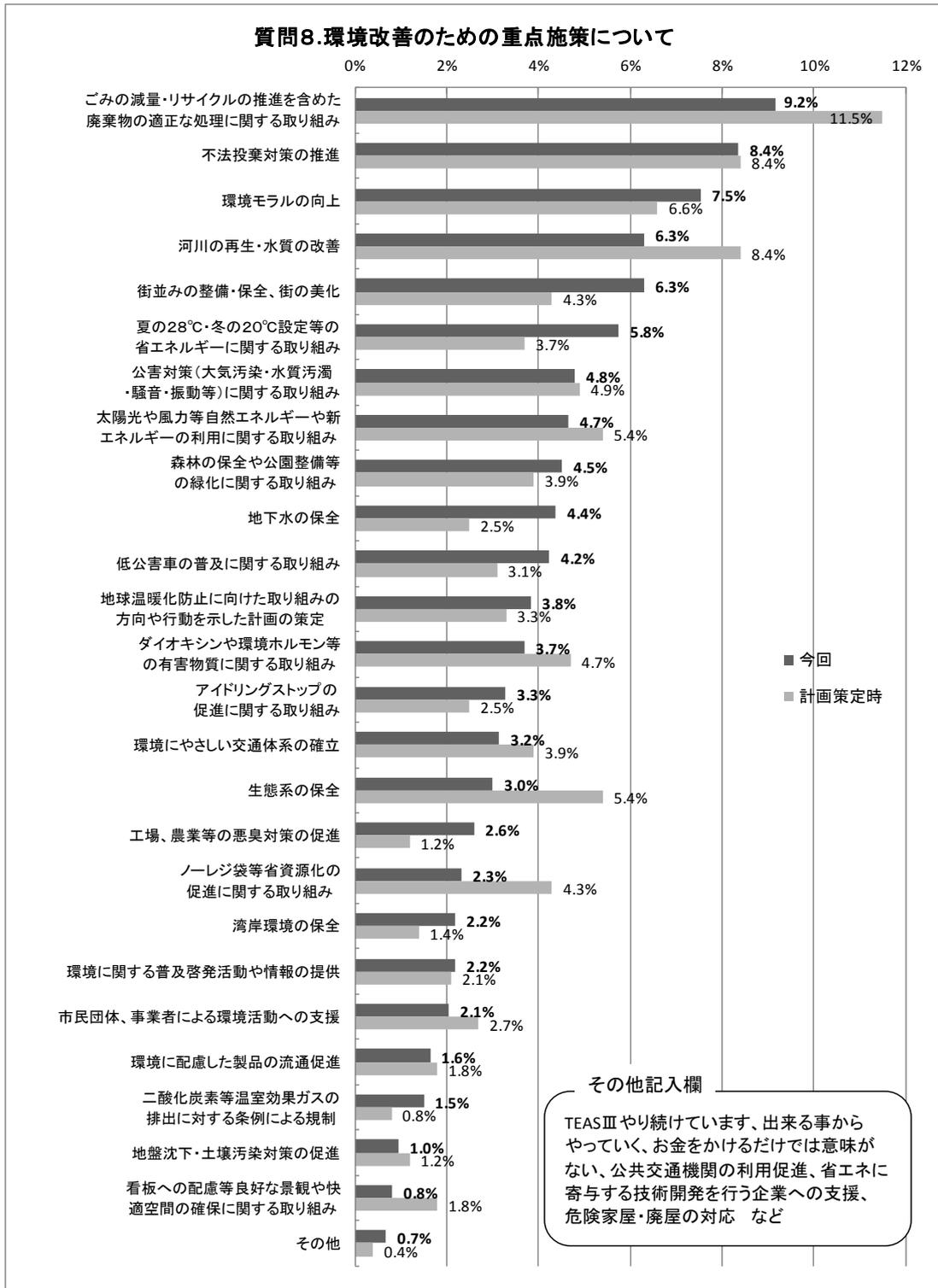
質問7. 環境保全のために事業者求められる配慮について(複数回答あり)

計画策定時とほぼ同様の結果となっており、もっとも上位の「廃棄物の適正な処理」は約5%増となっています。



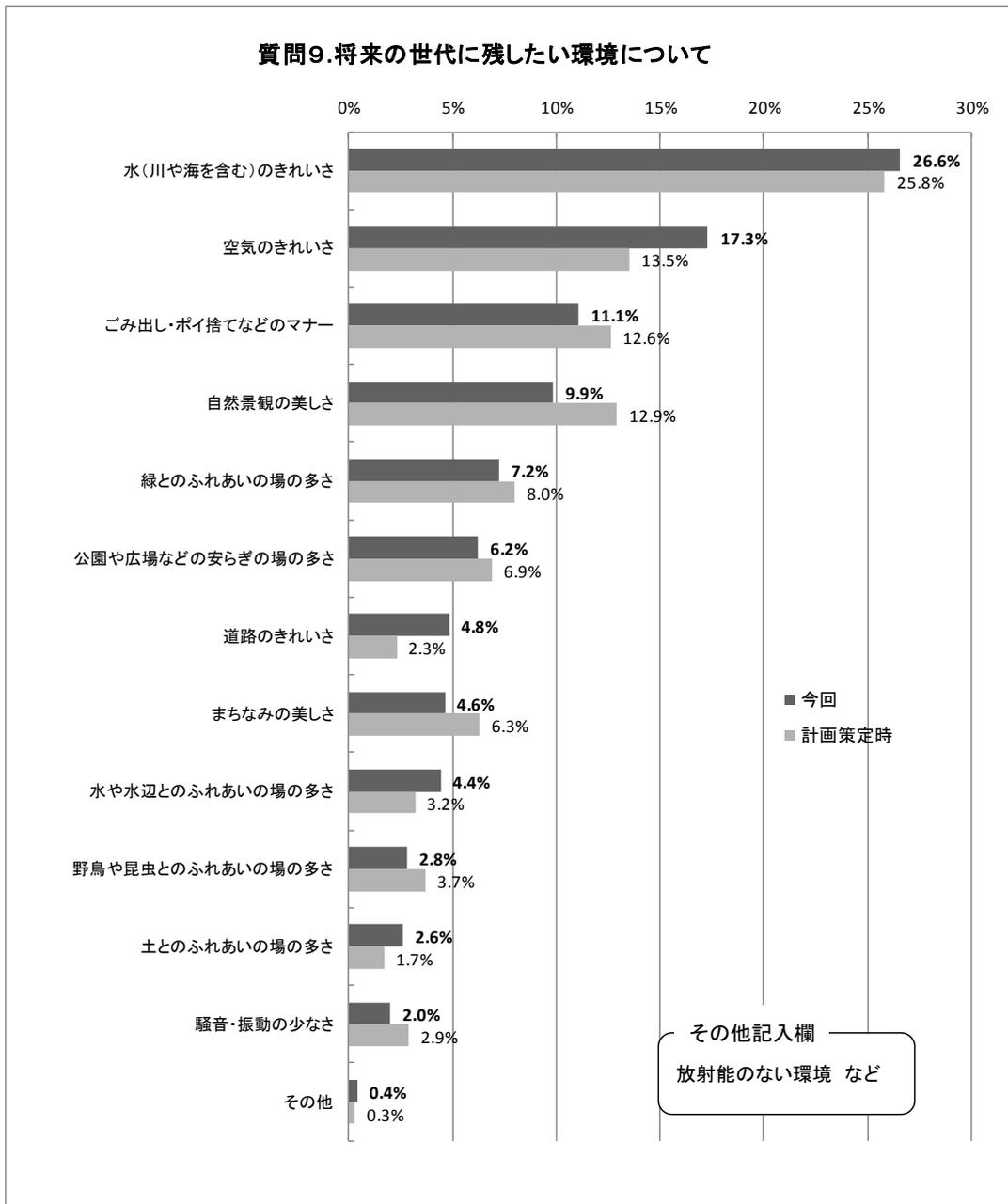
質問8. 環境改善のための重点施策について(複数回答あり)

今回のアンケートでは、「ごみの減量・リサイクルの推進を含めた廃棄物の適正な処理に関する取り組み」、「不法投棄対策の推進」、「環境モラルの向上」が上位3項目となりました。



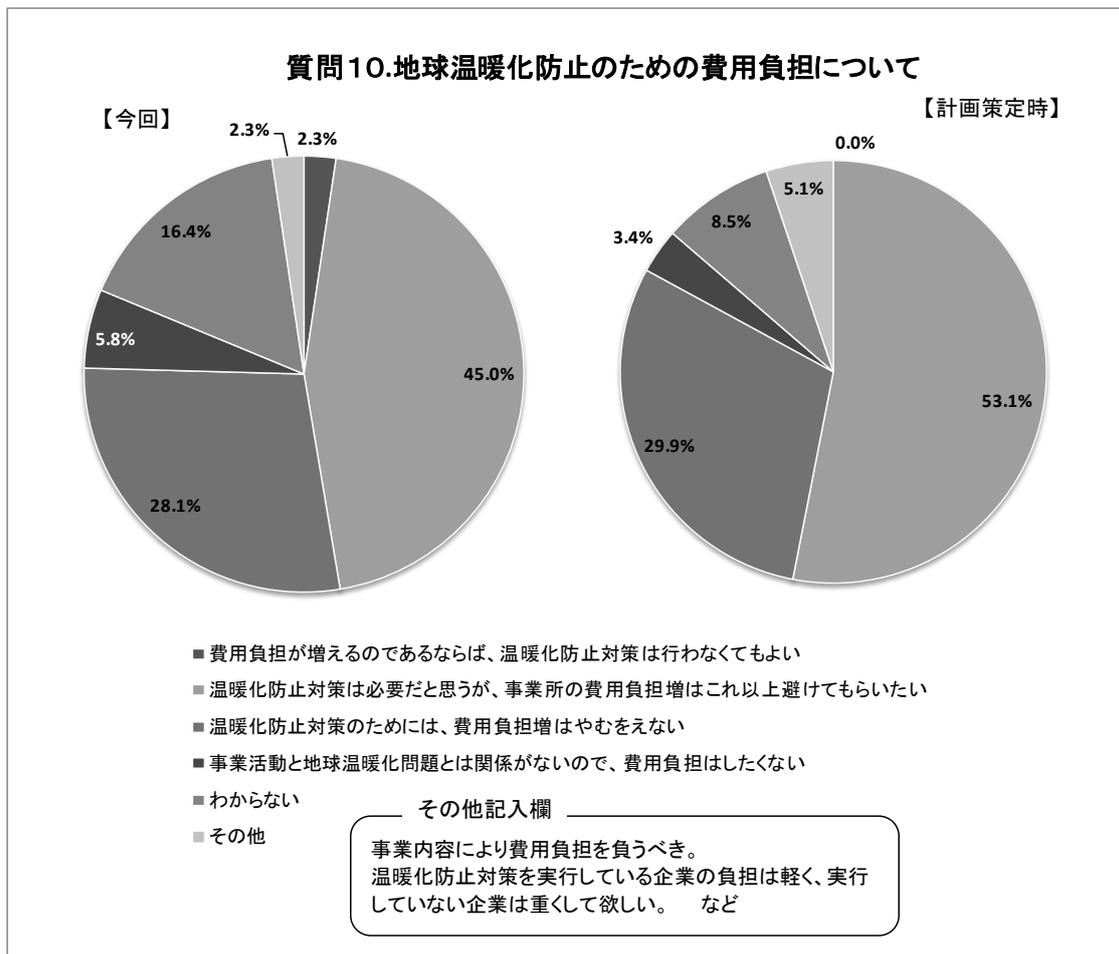
質問9. 将来の世に残したい環境について(複数回答あり)

計画策定時と同様に、「水(川や海を含む)のきれいさ」が断トツの最上位であり、次いで「空気のきれいさ」、「ごみ出し・ポイ捨てなどのマナー」となっています。



質問10. 地球温暖化防止のための費用負担について

「温暖化防止対策のためには、費用負担増はやむをえない」は、計画策定時とほぼ同じで30%弱にとどまっています。一方、「費用負担増はこれ以上避けてもらいたい」、「費用負担はしたくない」を合わせると50%以上となります。



中間見直し策定の経緯

策定経過

年 月 日	報告・検討内容等
平成 27 年 5 月～6 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民アンケート調査（市民 3,000 人）5 月 31 日～6 月 14 日 ・ 市民アンケート調査（事業所 500 社）5 月 29 日～6 月 15 日
平成 27 年 10 月 20 日	平成 27 年度 第 1 回環境審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 米子市環境基本計画の中間見直しについて【諮問】 ・ 市民アンケート調査結果（市民）について
平成 28 年 2 月 18 日	平成 27 年度 第 2 回米子市環境審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民アンケート調査結果（地域別・年代別）について ・ 市民アンケート調査結果（事業所）について ・ 米子市環境基本計画 2011-2020 の進捗状況の検証について
平成 28 年 5 月 27 日	平成 28 年度 第 1 回米子市環境審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 米子市環境基本計画 2011-2020 [2016 中間見直し] 素案について
平成 28 年 8 月 1 日	平成 28 年度 第 2 回米子市環境審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 米子市環境基本計画 2011-2020 [2016 中間見直し] 原案について
平成 28 年 8 月 17 日	米子市議会市民福祉委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 米子市環境基本計画 2011-2020 [2016 中間見直し] 原案について
平成 28 年 9 月 12 日 ～ 10 月 11 日	市民意見公募手続（パブリックコメント）の実施
平成 28 年 11 月 15 日	平成 28 年度 第 3 回米子市環境審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 米子市環境基本計画 2011-2020 [2016 中間見直し] 案について
平成 28 年 11 月 28 日	米子市環境基本計画 2011-2020 [2016 中間見直し]【答申】
平成 28 年 12 月 5 日	米子市環境基本計画 2011-2020 [2016 中間見直し]【策定】

■米子市環境審議会委員名簿

委員名	役職名	備考
黒 沢 洋 一	鳥取大学医学部教授	会 長
岡 本 幹 三	鳥取大学医学部特任教員	
清 家 泰	島根大学大学院総合理工学部研究科教授	
國 井 秀 伸	島根大学汽水域研究センター教授	
藤 井 雄 三	米子工業高等専門学校物質工学科教授	
越 智 浩 明	鳥取県西部総合事務所生活環境局長	
谷 本 晴 美	鳥取県西部農業協同組合代表理事組合長	
武 良 賢 治	米子市漁業協同組合代表理事組合長	
但 馬 清 美	米子市商工会議所事務局長	
松 本 眞	米子市自治連合会会長	副会長
長谷川 武 司	とっとり環境ネットワーク推薦委員	
新 田 ひとみ	I女性会議鳥取県本部事務局長	
谷 本 恵 美	鳥取県立人材育成センター講師 「くらしラボ」代表	
西 江 順 子	(一社)鳥取県助産師会理事	
(任期：平成27年10月20日～平成29年10月19日まで)		

諮問・答申

■諮問書

発米環政第 768 号
平成 27 年 10 月 20 日

米子市環境審議会
会長 黒 沢 洋 一 様

米子市長 野 坂 康 夫

「米子市環境基本計画」の中間見直しについて（諮問）

米子市環境基本条例第 19 条第 2 項の規定により、下記について諮問いたします。

記

米子市環境基本計画（米子市環境基本条例第 8 条第 1 項）の中間見直しについて

■答申書

平成 28 年 11 月 28 日

米子市長 野 坂 康 夫 様

米子市環境審議会
会長 黒 沢 洋 一

平成 27 年 10 月 20 日付けで諮問を受けた「米子市環境基本計画」の中間見直しについて、本審議会では慎重に審議を重ねた結果、米子市環境基本計画中間見直し（案）を妥当なものと認めましたので答申します。

なお、計画の推進に当たっては、審議の過程で出された意見・提言等を十分に尊重されるとともに、本計画に掲げた施策が着実に実施されるよう要望します。

米子市環境基本条例

平成17年3月31日 条例第95号

目次

前文

第1章 総則（第1条－第6条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 環境基本計画等（第7条－第10条）

第2節 環境施策（第11条－第18条）

第3章 米子市環境審議会（第19条－第24条）

附則

私たち米子市民は、碧輝く日本海を望み、秀峰大山に連なる緑あふれる山々に抱かれながら、地域固有の文化を育みつつ、長い歴史を形作ってきた。これら豊かな自然の恵みをはじめとする地域の環境は、先人から受け継いだかけがえのない市民の財産であり、私たちが健康で文化的な生活を営むために欠くことのできないものである。

しかし、今日の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動の拡大や資源浪費型の生活形態への変化は、生活の利便性を高めていく一方で、環境への負荷を急速に増加させ、身近な地域の自然環境や生活環境のみならず、すべての生物の生存基盤である地球環境にまで大きな影響を及ぼしてきている。

このような現状を認識した上で、人と自然との共生と資源の循環を基本として、環境の保全及び快適な環境の創造に努め、より良好な環境を将来の世代に引き継いでいくことが、今、人類すべてに課せられた重大な責務である。

私たち米子市民は、一人ひとりの行動と連携により、自然、歴史、文化等地域の特性を生かした環境の保全及び快適な環境の創造に努めるとともに、より良好な環境を将来の世代に引き継いでいくことを決意し、ここに条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び快適な環境の創造（以下「環境の保全及び創造」という。）について基本理念を定め、市、市民及び事業者の果たすべき責務及び役割を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来における市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状況又は水底の底質が悪化する

ことを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の採取のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市、市民及び事業者の公平な役割分担と連携により、すべての市民が健康で文化的な生活を営むことができる環境を確保し、これを確実に将来の世代に引き継いでいくことを目的として行わなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、人と自然との共生を図るとともに、歴史、文化等地域の特性を生かした潤いと安らぎのあるまちづくりを目的として行わなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、資源の循環を図ることにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の実現を目的として行わなければならない。
- 4 地球環境保全は、人類共通の課題であり、すべての者がこれを自らの問題として認識し、日常生活及びあらゆる事業活動において着実に取り組むことにより、積極的に推進しなければならない。

(市の責務及び役割)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策(以下「環境施策」という。)を策定し、及び実施するものとする。

- 2 市は、市民及び事業者の自主的な環境の保全及び創造に関する取組を支援するとともに、これに協力するものとする。

(市民の責務及び役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活において、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の排出の抑制等、環境への負荷を低減するように努めなければならない。

- 2 市民は、環境の保全及び創造に自ら積極的に取り組むとともに、環境施策並びに市及び事業者が実施する環境の保全及び創造に関する活動に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務及び役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、自らの責任において、事業活動に伴って生ずる公害を防止するとともに、環境を保全するために必要な措置を積極的に講じなければならない。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動において、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の発生及び排出の抑制等を推進するとともに、製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するように努めなければならない。
- 3 事業者は、環境の保全及び創造に自ら積極的に取り組むとともに、環境施策並びに市及び市民が実施する環境の保全及び創造に関する活動に協力するように努めなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 環境基本計画等

(環境施策の基本方針)

第7条 市は、環境施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる基本方針に基づき、施策相互の連携を図るとともに、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 市民の健康の保護及び快適な生活環境の確保
- (2) 人と自然とのふれあいの確保及び生態系に配慮した自然環境の保全
- (3) 地域の特性を生かした景観の形成その他自然、文化、産業等の調和の取れた快適な環境の創造
- (4) 資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量の推進

(5) 地球環境保全に資する取組の推進

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する目標

(2) 環境の保全及び創造に関する施策の方向

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画の策定に当たっては、市民及び事業者の意見が反映されるように努めるとともに、第19条第1項の米子市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての環境への配慮)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、環境基本計画との整合性を図るとともに、環境への負荷の低減並びに環境の保全及び創造について配慮するものとする。

(年次報告)

第10条 市長は、市の環境の状況、環境施策の実施状況等について、毎年度市の環境に関する報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第2節 環境施策

(環境教育等の推進)

第11条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての関心と理解を深め、環境に配慮した日常生活及び事業活動ができるように、環境の保全及び創造に関する教育並びに市民及び事業者の自主的な学習及び活動を推進するものとする。

(情報の収集及び提供)

第12条 市は、環境の状況その他環境の保全及び創造に関する情報を収集するとともに、市民に対してこれを適切に提供するように努めるものとする。

(公害等の防止)

第13条 市は、公害を防止するために必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するために必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(助成及び負担)

第14条 市は、市民及び事業者が行う環境への負荷の低減のための自主的な活動を促進するため、助成その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 市は、環境への負荷を低減するために必要があると認めるときは、市民及び事業者に対し、必要な範囲において負担を求めることができる。

(資源の循環的利用等の促進)

第15条 市は、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量の促進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、再生資源その他環境への負荷の低減に資する製品、原材料、役務等の利用の促進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第16条 市は、市民及び事業者と連携し、環境施策を計画的かつ効果的に推進するために必要な体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第17条 市は、地球環境保全及び広域的な取組を要する環境施策について、国及び他の地方公共団体と協力してその推進に努めるものとする。

(監視体制等の整備)

第18条 市は、環境の状況を把握し、環境施策を適正に実施するため、必要な監視、測定、調査等の体制の整備に努めるものとする。

第3章 米子市環境審議会

(設置及び所掌事務)

第19条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関して基本的な事項を調査審議するため、米子市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する重要な事項

3 前項に定めるもののほか、審議会は、環境の保全及び創造に関する重要な事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第20条 審議会は、委員25人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 民間団体の代表者

(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第21条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第22条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は、市長が招集する。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

(部会)

第23条 審議会に、必要に応じて部会を置き、会長の指名する委員をもって組織する。

2 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

3 部会長は、部会を代表し、部会に関する事務を総括する。

4 部会長は、部会において調査審議した事項を審議会に報告するものとする。

(委任)

第24条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成17年3月31日から施行する。

環境基本計画に関する情報は、米子市ホームページでもご覧いただけます。

<http://www.city.yonago.lg.jp/>

米子市環境基本計画 [改定版] (2016 中間見直し)

平成28年12月発行

発 行 米子市
編 集 米子市市民人権部環境政策課
〒683-8686 鳥取県米子市中町20番地
電 話 : 0859-23-5256
F A X : 0859-23-5258
Email : kankyouseisaku@city.yonago.lg.jp